

平成29年12月定例会 厚生常任委員会記録

平成29年12月5日（火）

平成29年12月18日（月）

平成29年12月20日（水）

場所：鳥栖市議会 第2委員会室

目 次

平成29年12月 5 日 (火)	5 頁
平成29年12月18日 (月)	13頁
平成29年12月20日 (水)	65頁

平成29年12月定例会審査日程

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	12月 5 日 (火)	開会 委員長の互選 副委員長の互選 委員席の指定
第 2 日	12月18日 (月)	審査日程の決定 議案審査 (健康福祉みらい部) 議案乙第31号、議案乙第36号、 議案甲第41号 <div style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</div> 議案審査 (市民環境部) 議案乙第31号、議案乙第32号、 議案乙第36号、議案乙第37号 <div style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</div>
第 3 日	12月20日 (水)	陳 情 陳 情第13号 <div style="text-align: right;">〔協議〕</div> 自由討議 議案審査 議案乙第31号、議案乙第32号、 議案乙第36号、議案乙第37号、 議案甲第41号 <div style="text-align: right;">〔総括、採決〕</div> 厚生常任委員会の閉会中の継続審査申し出の件 <div style="text-align: right;">〔採決〕</div> 報 告 (市民環境部市民協働推進課、環境対策課、国保年金課) まちづくり推進センター改修事業の進捗状況等 次期ごみ処理施設建設に係るこれまでの経過と今後の予定 仮係数による平成30年度標準保険税率の算定 国民健康保険特別会計の累積赤字解消について <div style="text-align: right;">〔報告、質疑〕</div> 閉会

12月定例会付議事件

1 市長提出議案

[平成29年12月18日付託]

議案乙第31号	平成29年度鳥栖市一般会計補正予算(第3号)	[可決]
議案乙第32号	平成29年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	[可決]
議案乙第36号	平成29年度鳥栖市一般会計補正予算(第4号)	[可決]
議案乙第37号	平成29年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	[可決]
議案甲第41号	鳥栖地区広域市町村圏組合規約の変更について	[可決]

[平成29年12月20日委員会議決]

2 報告

まちづくり推進センター改修事業の進捗状況等(市民環境部市民協働推進課)

次期ごみ処理施設建設に係るこれまでの経過と今後の予定(市民環境部環境対策課)

仮係数による平成30年度標準保険税率の算定(市民環境部国保年金課)

国民健康保険特別会計の累積赤字解消について(")

3 陳情

陳情第13号 要望書 [協議]

4 その他

委員長の互選 [平成29年12月5日互選]

副委員長の互選 [平成29年12月5日互選]

委員席の指定 [平成29年12月5日指定]

厚生常任委員会の閉会中の継続審査申し出の件 [継続審査]

[平成29年12月20日決定]

平成29年12月 5 日 (火)

1 出席委員氏名

委員長 中川原豊志

副委員長 樋口伸一郎

委員 森山 林 成富 牧男 古賀 和仁 藤田 昌隆 牧瀬 昭子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

なし

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 大塚 隆正

5 審査日程

委員長の互選

副委員長の互選

委員席の指定

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

〔発言する者なし〕

暫時休憩いたします。

午前10時42分休憩

oo

午前10時46分開議

森山林委員（年長委員）

再開いたします。

どなたか推選をお願いいたします。

藤田昌隆委員

委員長に中川原議員を推選いたします。

森山林委員（年長委員）

中川原議員を委員長に推選する旨の発言がありましたが、中川原議員を委員長に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。中川原議員を委員長に選任することに決しました。

委員長選出まで、皆さん方の御協力をいただきましてありがとうございます。これをもって中川原委員長と交代をいたします。ありがとうございました。

〔中川原豊志委員長、委員長席へ〕

中川原豊志委員長

では、引き続き委員長職を務めさせていただきます。

oo

副委員長の互選

中川原豊志委員長

これより、副委員長の互選を行います。

副委員長は委員会で互選することになっています。どういう方法で選任をするのがよいの

中川原豊志委員長

次に、委員席について協議をいたします。
ちょっと、休憩します。

午前10時46分休憩



午前10時47分開議

中川原豊志委員長

再開します。
委員席につきましては、ただいま御着席の席と定めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、委員席については、この席で決定をいたしました。



中川原豊志委員長

以上で本日の委員会を散会いたします。

午前10時47分散会

厚生常任委員会委員席表

中川原豊志委員長

○



成富牧男委員 ○

藤田昌隆委員 ○

牧瀬昭子委員 ○

○ 樋口伸一郎副委員長

○ 森山林委員

○ 古賀和仁委員

平成29年12月18日（月）

1 出席委員氏名

委員長 中川原豊志

副委員長 樋口伸一郎

委員 森山 林 成富 牧男 古賀 和仁 藤田 昌隆 牧瀬 昭子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 詫間 聡

社会福祉課長 吉田 忠典

社会福祉課参事 武富美津子

社会福祉課地域福祉係長 庄山 裕一

社会福祉課高齢者福祉係長 佐藤 直美

社会福祉課障害者福祉係長兼障害児通園施設園長 高島 香織

社会福祉課長補佐兼保護係長 久保 雅稔

健康福祉みらい部次長兼こども育成課長 石橋 沢預

こども育成課子育て支援係長 田中 大介

こども育成課担当課長鳥栖いづみ園長 久保山史葉

健康増進課長兼保健センター所長 坂井 浩子

健康増進課長補佐兼国保年金課長補佐 名和 麻美

健康増進課長補佐兼保健予防係長兼国保年金課長補佐兼係長 白山 淳子

健康増進課健康づくり係長兼国保年金課係長 松隈 由美

文化芸術振興課長 松隈 義和

文化芸術振興課文化芸術振興係長 林 康司

健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長 古賀 達也

スポーツ振興課スポーツ振興係長 時田 丈司

市民環境部長 橋本 有功

市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長	宮原 信
市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長	犬丸 章宏
市民協働推進課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐兼相談係長兼消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長	天野 昭子
市民協働推進課男女参画国際交流係長	下川 有美
市民課長	村山 一成
市民課整備係長	原 隆士
市民課市民係長	大石 昌平
国保年金課長	吉田 秀利
国保年金課長補佐兼健康保険係長	古賀 友子
国保年金課年金保険係長	山内 一哲
税務課長	青木 博美
税務課管理収納係長	豊増 裕規
税務課市民税係長	槇 浩喜
税務課長補佐兼固定資産税係長	佐々木利博
市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長	槇原 聖二
環境対策課長補佐兼環境対策推進係長	竹下 徹
環境対策課担当係長	野中 潤二

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 大塚 隆正

5 審査日程

審査日程の決定

健康福祉みらい部関係議案審査

議案乙第31号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

議案乙第36号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

議案甲第41号 鳥栖地区広域市町村圏組合規約の変更について

〔説明、質疑〕

市民環境部関係議案審査

議案乙第31号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

議案乙第32号 平成29年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案乙第36号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

議案乙第37号 平成29年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

それでは、執行部準備のため、暫時休憩いたします。

午前10時21分休憩



午前10時28分開議

中川原豊志委員長

再開します。



健康福祉みらい部

議案乙第31号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

中川原豊志委員長

これより、健康福祉みらい部関係議案の審査を行います。

まず、議案乙第31号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

それでは、議案乙第31号 鳥栖市一般会計補正予算（第3号）中、健康福祉みらい部関係分について御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

予算説明資料をお願いいたします。

中川原豊志委員長

資料、いいですか。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

款14. 使用料及び手数料、項1. 使用料、目5. 教育使用料、節2. 保健体育使用料につきましては、市民プール使用料の確定により補正するものでございます。

以上でございます。

吉田忠典社会福祉課長

款15. 国庫支出金、項1. 国庫負担金、目1. 民生費国庫負担金、節1. 社会福祉費国庫負担金につきましては、平成28年度障害者自立支援医療費負担金及び障害児施設措置費負担金の精算に伴います追加交付、並びに障害児施設措置費負担金の今年度の支出見込みに伴う追加交付でございます。

今年度の支出見込みは、いずれも利用者増に伴います給付費の増が見込まれるため補正をするもので、国庫負担の割合は2分の1となっております。

次に、同じ目の、節3. 生活保護費国庫負担金につきましては、生活保護費における平成28年度負担金の精算に伴います追加交付でございます。

次に、項2. 国庫補助金、目2. 民生費国庫補助金、節1. 社会福祉費国庫補助金につきましては、平成30年度からの障害者福祉サービスの追加や、報酬改定に伴う障害者自立支援給付費の支払システムの改修に要する経費に対する国庫補助でございます。補助率は2分の1となっております。

続きまして、款16. 県支出金、項1. 県負担金、目1. 民生費県負担金、節1. 社会福祉費県負担金につきましては、先ほど国庫負担金のところで述べましたところの県の負担金でございます。障害者自立支援医療費負担金及び障害児施設措置費負担金の平成28年度負担金の精算に伴います追加交付、並びに障害児施設措置費負担金の支出見込みに伴う補正でございます。県の負担割合は4分の1となっております。

次に、一番下でございますが、項2. 県補助金、目2. 民生費県補助金、節1. 社会福祉費県補助金につきましては、民生委員・児童委員の活動及び民生委員協議会の運営や活動に必要な経費を国が交付しておりますが、今回、県に対する国の交付税措置が増額となったことから、民生委員の活動に対する県から市への補助金のうち、地区民生委員協議会の活動推進費に対する交付金が、1地区当たりこれまでの20万円から23万円に3万円増額をされております。市内8地区分の24万円を、今回増額補正しております。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

款19. 繰入金、項1. 基金繰入金、目4. スポーツ振興基金繰入金、節1. スポーツ振興基金繰入金につきましては、スポーツの振興奨励金の財源として、スポーツ振興基金から繰り入れるものでございます。

款21. 諸収入、項6. 雑入、目4. 雑入、節4. 雑入につきましては、現在契約継続の協議を行っております鳥栖スタジアムのネーミングライツ料、平成30年1月から3月までの3カ月分を計上いたしております。

歳入につきましては以上でございます。

吉田忠典社会福祉課長

続きまして、歳出のほうを御説明申し上げます。

款3. 民生費、項1. 社会福祉費、目1. 社会福祉総務費、節2. 給料から節4. 共済費までは、健康福祉みらい部長、社会福祉課、こども育成課の職員、並びに広域市町村圏組合への派遣職員など、40名分の人件費の補正、人事異動に伴う人件費の補正でございます。

続きまして、節19. 負担金、補助及び交付金につきましては、歳入のところでも述べましたように、県による地区民生委員協議会への活動費交付金が増額されましたので、歳出として市内8地区の地区民生委員連絡協議会への補助金を、1地区当たり3万円追加補助することといたしました。

節28. 繰出金につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金でございまして、国保特別会計支弁職員7名分の人事異動に伴います人件費の補正でございます。

次に、目2. 障害者福祉費でございます。節12. 役務費につきましては、障害児施設給付請求手数料の増加見込みに伴う補正でございます。

節13. 委託料につきましては、歳入のところでも述べました、平成30年度からの障害者福祉サービスの追加や、報酬改定に伴う障害者自立支援給付費の支払システム改修に要する経費でございます。

節20. 扶助費につきましては、障害児施設給付費及び障害者日常生活用具給付等事業費の年間見込分の不足額を補正するものでございます。

障害児施設給付費は、放課後デイサービス等の利用者増によるものでございます。

また、障害者日常生活用具給付等事業費は、住宅改修事業や特殊ベッド、移動用リフト等、比較的高額でこれまで支給件数が少なかった給付が増加したこと等によるものでございます。

節23. 償還金、利子及び割引料につきましては、平成28年度分の障害者自立支援給付費等の国、県負担金等の確定に伴い返還するもの及び障害児施設措置費における不正請求分に係る国、県への返還金でございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、項2. 児童福祉費、目1. 児童福祉総務費でございます。節20. 扶助費につきましては、子どもの医療費助成について年間見込み額に不足が生じておりますので、その分の増額補正をお願いしております。

不足額が生じた主な理由といたしましては、子どもの医療費の助成方法を、平成29年度から小学生以上の助成対象者についても償還払い方式から現物給付方式に変更したことによる支払い額の増加でございます。

次に、節23. 償還金、利子及び割引料につきましては、平成28年度分の児童扶養手当給付

費、ひとり親医療費助成、未熟児養育医療等に係る国庫負担金等の額の確定に伴う返還金でございます。

続きまして、目 2. 保育園費でございます。節 2. 給料から節 4. 共済費につきましては、公立保育所に勤務する保育士等職員43名分の人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

次に、節23. 償還金、利子及び割引料につきましては、平成28年度分の子ども・子育て支援交付金、国庫補助金の額の確定に伴う返還金でございます。

子ども・子育て支援交付金の対象となる主な事業は、延長保育、一時預かり、地域子育て支援センター事業等でございます。

吉田忠典社会福祉課長

次に、項 3. 生活保護費、目 1. 生活保護総務費でございます。節 2. 給料から節 4. 共済費までは、社会福祉課保護係の職員 5 名分の人事異動に伴います人件費の補正でございます。

節23. 償還金、利子及び割引料につきましては、平成28年度の生活保護費の生活扶助及び介護扶助等の国庫負担金、並びに生活困窮者自立支援事業費国庫負担金の額の確定に伴い返還するものでございます。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

款 4. 衛生費、項 1. 保健衛生費、目 1. 保健衛生総務費でございます。節 2. 給料から節 4. 共済費につきましては、健康増進課15名、国保年金課 5 名分の人事異動によるものでございます。

節23. 償還金、利子及び割引料につきましては、平成28年度子ども・子育て支援交付金、国庫補助金の額の確定による返還金でございます。

次に、目 2. 予防費でございます。節23. 償還金、利子及び割引料につきましては、平成28年度健康増進事業費県補助金の額の確定による返還金でございます。

以上でございます。

松隈義和文化芸術振興課長

款10. 教育費、項 4. 社会教育費、目 6. 文化振興費でございます。節 2. 給料から節 4. 共済費までは、文化芸術振興課 9 名の人事異動に伴う補正でございます。

次に、節11. 需用費につきましては、文化会館の光熱水費に関する補正でございます。

以上でございます。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

次に、項 5. 保健体育費、目 1. 保健体育総務費のうち、節 2. 給料から節 4. 共済費につきましては、スポーツ振興課職員 9 名分の人事異動に伴うものでございます。

節8. 報償費につきましては、世界大会や全国大会優勝など、本市のスポーツ振興に功績のあった個人、団体に対して交付いたしておりますスポーツ振興奨励金の実績及び見込みにより補正するものでございます。

節25. 積立金につきましては、スポーツ振興奨励金の補正に伴い、スポーツ振興基金に積み立てるものでございます。

目3. 体育施設費、節13. 委託料のスタジアムネーミングライツ企業特典委託料につきましては、鳥栖スタジアムのネーミングライツ料の10%以内で——具体的内容については現在協議中ではございますが、その分を補正いたしておるところでございます。

以上で、健康福祉みらい部関係分の説明を終わらせていただきます。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

どなたかございますか。

成富牧男委員

3款、1項、2目の委託料の説明の中で、平成30年度からの追加サービスがあるからっていうのも一つの理由というのありましたが、その追加サービスをちょっと説明してもらいたい。

それと、障害児施設給付費が追加になって、放課後デイサービス事業などがふえたっていうことですが、ふえている実態がわかるような数字を教えてください。

それと、放課後デイサービスは質がどう担保されるのかというのが、結構、私は問題だと思っているんですね。それこそ、とにかく親が帰ってくるまで預かるみたいな感じになっていないかどうかというのは非常に……、職員の質の確保ですね。皆が皆そうだとは思っていませんけど、結構、安易にやられているところもあるやに聞いておりますので、そこんところ。

とりあえず、大きく2点、お尋ねします。

中川原豊志委員長

委託料と扶助費ですね。

吉田忠典社会福祉課長

大きく3点いただきました。（「そうやった」と呼ぶ者あり）

まず、委託料のところ、システム改修の追加サービスのところにつきましては、またちよつと後から、担当係長から申し述べます。

放課後デいの増加のところの具体的なお話をということでございますが、放課後デイサービス等につきましては、施設給付費、障害児が施設を利用した場合、通所の利用をした場合のところにかかってくる給付費でございます。

それで、放課後デイサービスと、あるいは児童発達支援、こういったところが大きなところでございますが、利用者の数を具体的に申し上げますと、平成25年が月平均158人ございました。平成26年が219人、月平均。平成27年が月平均271人、平成28年は月平均457人、それで、今年度は、3月から8月までの集計でございますけれども、月平均566人というふうに、毎年毎年、利用者の数が非常に伸びてきているというところがございます。

次に、放課後デイ等の職員の質の確保というところでございますけれども、国におきましては、放課後デイサービス等の指導員の資格等を厳しくしているところでございます。

これまで療育というものをせずに、ただ単にテレビを見せていたとか、そういったようなところが指摘をされているところでございます。

国におきましては、資格を持った者が療育に当たるということで、資格要件を厳しくしておるところでございます。

それに伴いまして、県内の全ての事業所においても資格要件が厳しくなったところが徹底をされているところでございます。

現在では、資格要件で質の確保があっているというところでございます。

高島香織障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

平成30年度からの制度改修に伴う新しい制度につきましては、幾つかございますが、1つ目が、地域生活を支援する新たなサービスとして自立生活援助というサービスの創設があります。

また、職労定着に向けた支援を行う新たなサービスとして、就労定着支援というサービスの創設もございます。

もう一つ大きなものが、居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスっていうのが新設というか拡大という形で新設されているところでございます。

また、重度訪問介護というサービスがございまして、その中の訪問先の拡大なども平成30年度からの制度改正の中に入っております。

もう一つ、補装具費の支給の範囲の拡大、貸与などが追加になったというところも主な改正の一つとなっております。

以上です。

成富牧男委員

最後に言われた部分については、また当初予算の中で、ぜひ少し説明を加えていただけれ

ばと思います。

それとあと、放課後デイサービス、この伸び、私の想像以上でした。平成25年が158件、平成29年度は、全部終わっとらんけど、月平均にすると566件。

これは、委員長、できれば放課後デイサービス事業の概要っていうか、例えば、この問題と、全く違うのはわかりますけど、保育所の問題とかと考えると、これだけ伸びよるとに……、スタッフが確保できているからできているんですよね。確保できているから、こういうふうにはずっと伸びていっているわけですよね。

だから、そこんところはどうもようわからんので、ぜひ、この事業の概要、例えば、この事業を開設することができる人の資格とか、そういうやつをぜひいただきたいなと思います。できれば資料を。

吉田忠典社会福祉課長

資料作成にしばらくお時間をいただければと思います。

中川原豊志委員長

一応、委員会として、「委員会としてがよかです」と呼ぶ者あり）事業内容等について確認し、伸びについても、また、同様に、施設——市内、市外、あろうかと思いますが、どういふところにデイサービスで行かれているのかというのも含めたところも把握ができれば。

また、それに伴う施設の職員さんの資格等について、御説明できましたら、後ほど。最終日でいいですか。（「私は構いません」と呼ぶ者あり）最終日で結構ですので、御報告をいただければというふうに思います。

その辺、出せますか。

吉田忠典社会福祉課長

最終日にお出しできるようにします。

中川原豊志委員長

金額的にも、1億円という補正になっておりますので、よろしく申し上げます。

ほか、ございますか。

成富牧男委員

次は、子どもの医療費。今の説明では、平成29年度からこれまでの償還払いが現物給付になったことからという説明だったと思いますが、それだけですか。それだけっちゃうか、例えば対象者がふえたとか、そういうのはないんですか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

子どもの医療費につきましては、本年度は特に4月から現物給付になったことによって、いわば申請率が100%になっております。

もう一つは、子どもの医療費が1年間申請できる期間がありますので、平成28年度中に受診をされた方が、今年度に入ってから続々と償還払いの申請をされております関係で、上半期は、昨年度と同じ時期に比べますと、34%の支払い額の伸びが出ております。そうしたことから増額ということになります。

成富牧男委員

よくわかりました。

中川原豊志委員長

ほか、ございますか。

古賀和仁委員

3ページの償還金について。1,518万円、国庫への返還金といって、不正請求ということでございますが、具体的にどういうふうな請求に対して、返還をしたのか。

それから、もう一件、6ページ、8番、報償費。スポーツ振興奨励金ということですが、これ、優秀な団体とか個人に対する報償ということですが、具体的にどういうどの団体に、どういう感じの金額を報償されたのか、年間どれぐらいの報償をされたのか。

それからもう一つ、13番です。委託料、ネーミングライツ。これ、更新時期に入っていると思うんですけど、現状について、どういうふうになっているのか。

その3点についてお願いをいたします。

吉田忠典社会福祉課長

まず、目2. 障害者福祉費、節23. 償還金、利子及び割引料の国庫負担金等返還金のところの不正請求の分についてでございます。この件につきましては、特定非営利法人あそぼ〜会というところが不正請求を行っているところと。

具体的な内容につきましては、本来、責任者の方を常勤かつ専任で配置をすべきところを、そのように配置していなかったにもかかわらず、配置をしていたということで加算等の請求を行っていたというところがございました。

額といたしまして、合計で国、県のほうには687万6,579円を返還するという形になっております。

具体的なところでは、県の監査のほうで本来は行ってはいけない請求が行われていたことを県のほうから指摘がされたんですが、うそを繕う形の資料を提出したというところから、不正請求だというふうに県のほうから指摘をされたところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

ちょっと、一つ一ついきましょうか。

あそぼ～会っちゅうのはどこに、活動っちゅうか、事業の中心を置いてあるのか。具体的にどういうふうなことをされている団体なのか。

吉田忠典社会福祉課長

あそぼ～会は、鳥栖市に事務所を置きまして、基山町で放課後デイサービスを行ってまいりました。

以上です。

古賀和仁委員

ということは、直接鳥栖市に関係ある部分だけの返還ということ……、全体ではどのくらい、鳥栖市の方の利用者だけの返還というか、どうなのか。

吉田忠典社会福祉課長

返還するのは鳥栖市の方の分でございます。（「全体では」と呼ぶ者あり）

全体では、鳥栖市、基山町、みやき町、上峰町を、1市3町合わせまして、1,800万円弱となっております。

古賀和仁委員

さっきの説明によると、1,518万円のうち687万円ということなんですけれども、ほかの部分というのは、800万円ぐらいの、それも不正請求が別個にあったということなんですか。

吉田忠典社会福祉課長

いえ、不正請求につきましては、あそぼ～会の分だけでございます。

残りは、たくさん交付していただいていたんですが、実績としてはそこまで伸びなかったということで、返還をするというものでございます。

古賀和仁委員

再三になるんですけれども、どういうふうな対応を今後されるのか。県とか行政機関からも何らかの形で既にあるのか、これからあるのかどうかも。

吉田忠典社会福祉課長

あそぼ～会につきましては、県の監査により不正請求が認められたということで、ことしの2月20日付で事業所の指定取り消しを受けております。現在、市のほうからあそぼ～会のほうに返還請求を行っているところでございます。

以上でございます。

古賀和仁委員

再三になるんですけど、その利用されている方の対応というのは、どういうふうにしたのか。

吉田忠典社会福祉課長

の4つの取り消しがあったということで、県のほうでは2月20日付で指定の取り消しを行っております。

1つ目、人員基準違反です。平成26年4月1日から平成27年3月31日まで及び平成28年8月8日から平成28年12月27日まで、児童発達支援管理責任者を常勤かつ専任で配置をしていなかったということでございます。

2つ目は不正請求でございます。この最初の、人員基準を満たしていないにもかかわらず、給付費を不正に請求をしておるということで、児童発達支援管理責任者加算とか、そういったものがございます。あるいは、この児童発達支援管理責任者を常勤かつ専任で置かない場合には、減算をして請求をしなければならないというのがありますが、そういった加算を引き続き行い、減算をしていなかったと。そういったところで、引き続き不正請求を行っていたというところがございます。

その中の2つ目でございますけれども、平成24年の指定日以降、計画の作成が適切でなかったということもございますが、一人一人、計画をつくらなくてはならないということになっております。一人一人つくっていないにもかかわらず、この計画の作成の請求をしていたということございました。

3つ目でございます。虚偽報告でございます。県の実地指導では、児童発達支援管理責任者が常勤で出勤しているような虚偽の勤務実績を報告をしたということもございます。そして、先ほどの計画の作成ですけれども、当時つくっていなかったんですけれども、後日つくったものを、当時つくったように見せかけて虚偽の計画書の提出を県に行っているということが、虚偽ということがわかっていることから、虚偽報告ということになっております。

最後の4つ目でございます。運営基準違反でございますが、保護者からの自己負担を適正に受けていなかったということで、会員になった方には割引をしていたというところがあったようでございます。

県は、この4つの点を指定取り消しの理由としているところでございます。

これらの部分につきまして、不正請求額を市のほうで算定をいたしましたところ、1,068万9,740円の不正な請求があったということございました。

この不正請求分につきましては、平成29年7月に請求書、同じく8月に督促状を送付しておりますけれども、11月末現在、まだ返還をされていないところでございます。

続きまして、予算のところでございます。

償還金、利子及び割引料につきましては、1,518万円の補正をお願いをしておるところでございます。そのうち、国、県に返すべき金額といたしましては、あそぼ〜会の不正請求額1,068万9,740円のうち、国が2分の1、県が4分の1、合わせて4分の3でございますので、平成

24年度から平成27年度分の不正請求額の4分の3、合計687万6,579円を今回、国、県のほうに返還をするということでございます。

平成28年度につきましては、今年度の実績報告の修正ができないということのため、来年度修正をして返還をするという予定になっております。

今後の対応についてでございますが、この債権につきましては、税金と同じように市が独自で債権確保ができる強制徴収債権となっております。したがって、滞納処分等を実施しながら、債権の回収に努めてまいり所存でございます。

以上、資料の説明でございますが、若干補足をさせていただきますと、県がこの事業所の開設の許可と申しますか、認可をする権限がございます。そして、県が事業所に対して指導とかをする権限がございます。

市につきましては、指導の権限等はないところでございます。

県につきましては、こういう不正があったということで、国とか県の負担金の部分については返還しなさいというような指示がっております。「おかしかな」と呼ぶ者あり)それで、市としては4分の3の部分国、県に返還をするという形でございます。

県のほうとは私どもも何回も協議をいたしておりますが、国とか県の言う話によりますと、ここの部分の給付費の支給決定をしたのは市だから、市が国、県に返還をする義務がありますというようなところでございました。市のほうは、事業所からその分、不正請求の分を徴収しなさいという形になっております。

そこで、私たちは事業所といろいろ接触はしておったんですが、額が余りにも大きゅうございますので、業者がどうしても全額返還できなかった場合、それでも市は国、県に返還をしなくちゃいけないのかと、どうにかならないかということ、5月、6月の段階で県には申し入れて、県にも検討していただくようお願いをしておったところでございます。

10月になって県のほうからやっと回答をいただきまして、やはり国の制度上、市が支給決定をしたものだから、市が返還をしなさいというようなところでございました。

こういった点につきましては、弁護士とも相談をしながら、国、県にやはり返さなくてはならないのかということで、今回、予算を上げているというところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

今、資料の説明、また、補足説明もございましたけれども、改めてこの件につきまして御質問ございましたら。

古賀和仁委員

強制徴収債権ということで、これ、債権の取り立てはいろいろあるんですけど、時効までは結構長い——時効は5年ですけど、これ、強制だと結構長いっていうお話を聞いているんですけど、その中で、本来は事業者が返すべきものを市が負担するという、その辺がちょっとよく理解できないちゅうか、本来、事業者が返すその債権の取り立てまで指導するちゅうのは、普通に考えたらおかしいんじゃないかと思うんですけど。

その辺はやっぱり、しっかり市としても国、県に言っていかなければならないと思うんですけど、市の方針としてはどうなんですか、そこ。

吉田忠典社会福祉課長

私どもといたしましても、事業所からの返還金がなければ市のほうで負担しなくちゃいけないということで、非常に不合理だということは常々県には申し上げておりました。

県のほうも市内、あるいは国のほうともいろいろお話をさせていただいたようではございますけれども、出た結論としては、制度的にこのようになっていると。市町が返すというふうになっているというところで、私たちのほうとしては、せめて県だけでも、県の監督もあつた上でこういう事態になったのだから、県としても何らかの負担をしていただけないものかというふうに何度も何度も申し上げてきたところではございました。けれども、県のほうの考えとしては、制度的にはこういうふうになっているから仕方がないというような一点張りでございました。

それで、実際にほかの事例も調べてみたところではございますが、やはり市町のほうが返還をしているというところではございました。

県のお話によりますと、たしか仙台市だったと思いますが、仙台市でもこのような事例があったということで、仙台市のほうでは東北市長会を通じて国に要望書を出していくということはお聞きをしているところでございます。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

先ほどの虚偽報告っていうところで、見せかけというふうにありましたが、県がその見せかけを見抜いた根拠は何だったのかなっていうことと、今まで5年間、これだけ活動として行われていたのに、それを今まで県は見抜けなかった部分がどうやって……、見抜く経緯、どういうふうにして見つかったのかというのを知りたいなと思います。お願いします。

吉田忠典社会福祉課長

県のほうでは、定期的に事業所の実地指導等を行っていたようではございます。実地指導では、確かにいろんな事業所に対して、勤務実績がわかるような資料を提出するようというふうなことは何度も言っていたようではございますけれども、提出がされないまま、ずるず

ると来ているようでございます。

そういったところで、県は、例えば人員基準につきましては、出勤簿とあるいはその給与の支払いの報告書、こういうのを照合した上で、実際の勤務がなかったものという判断をしたり、計画につきましても、本来は利用者のサインとかが要ったりとかするようでございますけど、そのサインがなかったりとか、ある一定の時期からサインがあるとか。

そういったところ、整合しない部分を突き詰めて、県のほうが認定をしたというところでございます。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

牧瀬昭子委員

そのずるずるしてしまったっていうのが、県の指導で、県の監督不行き届きだった部分があるというのは県が認めているわけですよね。なのに、それをやっぱり市が払いなさいって言っているっていうのは、県はどういうつもりでそういうことを言うんですか。

吉田忠典社会福祉課長

私どもも、県のほうには、県が監査の権限とかを持っているというところがあるんで、県の指導が適切であれば、額的にもこんなに大きくならなかったのではないかと、そういった意味で、県のほうの責任も追求をしたところではございます。しかしながら、県のほうの回答は、先ほど申し上げたとおり、現行の制度であれば、このような状況で、市のほうで負担をしていただくとはいかないというような回答でございました。

実際、県のほうもいろんな、そういったずるずるといったところの部分で責任は感じているようございましたけれども、お金の件につきましては、何ら私たちの要望は全く届かなかったというところでございます。

牧瀬昭子委員

今後なんですけど、こういうことがまた引き続きある可能性があるのではないかなと思うんですよね。

今までのように、県は自分の責任を感じているのに、結局市が払わなきゃいけないっていうことが、また今後もあると、この状態だとまた同じことがあるんじゃないかなと思うので、その改善っていうのは、どんなふうにお話をされていますか。

中川原豊志委員長

休憩します。

午前11時18分休憩



午前11時29分開議

中川原豊志委員長

再開します。

吉田忠典社会福祉課長

この問題につきましては、今後も起きる可能性が十分考えられることでございます。

私たちといたしましては、今後県が行います指導とか監査とか、そういったものにも同行いたしまして、情報を事前に十分把握をしながら、私たちができるような指導を事業所にもして行って、このようなことがもうないように、事業所とも連絡をとっていきたいというふうに考えております。

以上です。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

では、次の答弁に。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

古賀議員の御質問にお答えいたします。

まず、スポーツ振興奨励金でございますけれども、これにつきましては、スポーツ奨励金とスポーツ振興金の2種類ございます。

スポーツ奨励金につきましては、オリンピック出場や、国際大会出場、それから、全国大会優勝の個人または団体に対して、市内居住者と市出身者とに対して交付をするものでございます。

もう一つのスポーツ振興金につきましては、平成3年にスポーツ都市宣言をしておりますけれども、それ以降に文部科学大臣の表彰を受けて、25年以上にわたって継続的に本市内において大会等を実施している団体に対して、30万円を上限に交付をいたしております。今回、補正をいたしておりますけれども、当初予算で40万円計上をいたしております。

それで現在、そのスポーツの振興金、団体に対して30万円交付をしている部分につきましては、市のグランドゴルフ協会のほうに30万円を、昨年も含めまして交付をしているところでございまして、今年度も交付予定でございます。

それから、スポーツ奨励金につきましては、本年度、9月にレスリングの高校生、鳥栖工業の1年生が世界大会に出場いたしましたので、本市に居住しておりましたので、10万円を交付いたしております。

また、鳥栖工業の3年生が国民体育大会でレスリングで優勝いたしましたので、こちらにつきましては、全国大会優勝で5万円を交付いたしております。

その関係で、30万円、10万円、5万円の予定ということで45万円が見込みとしてはございます。

そのような関係で、当初予算40万円に対しまして、15万円補正をいたしまして、55万円の予算を確保したいということで、残りの、実際見込みとしては45万円ですけれども、今後、世界大会出場や全国大会優勝等が出た場合に備えまして、10万円を予備的に奨励金として確保したいというところで、今回、補正をさせていただいております。

スポーツ奨励金につきましては、これまでも世界大会出場等で、陸上のハードル、ボクシングの出場等で交付をいたしております。また、軟式野球連盟やバドミントン協会等に対してスポーツ振興金をこれまで出しているところでございます。

次に、ネーミングライツの現状でございますけれども、現在ベストアメニティ株式会社とネーミングライツを締結いたしております。

金額につきましては、現在3,000万円に消費税ということで、3,240万円をネーミングライツ料といたしております。平成29年で10年達成いたします。毎年、平成30年1月から、現時点では継続をお願いをしたいというところで、今後、契約等の締結に努めたいと考えております。

また、委託料につきましては、3,240万円の1割の324万円を企業特典委託料といたしまして計上させていただいております。現時点では、ことしにつきましては、スタジアムのホームゲーム時に横断幕を2枚掲出いたしております。

それで、これについて、試合の冠スポンサーであったりになると、来年度当初予算では間に合わないということで、今回補正をいたしているところでございます。

この企業特典事業委託料につきましても、契約締結後、ベストアメニティ株式会社と協議をしまいたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

古賀議員、よろしいですか。

古賀和仁委員

ネーミングライツ使用料なんですけど、委託、これ10%ということなんですけど、多分、最初のころは5,000万円だったんで、それが3,000万円、2,000万円ばかり減額したということなんですけど、今後、このネーミングライツについて、実際には1つの企業とされていると思うんですけれども、仮にほかからもう少し出すとかっていう話があった場合は、それは検討の課題になるのかどうか。もう今までいろいろお世話になっているから、この企業でいこうとか。そういうところはどうか。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

鳥栖スタジアムのネーミングライツにつきましては、当初が3,000万円に消費税ということで、J1昇格後が5,000万円に消費税というところで、6年経過した後、ネーミングライツの企業を公募したところでございます。

それで、公募しても企業として手を挙げられる企業がなかったというところで、金額を下げたところで、現在、再度、当初からのベストアメニティ株式会社と契約をしているところでございます。

そういうところがございまして、まず、契約に当たりましては、ベストアメニティ株式会社と継続するかしないか、優先交渉という部分をうたっておりますので、ベストアメニティ株式会社のほうから、もう継続しないというような申し入れがあれば、改めて公募することになるかと思っております。

以上でございます。

中川原豊志委員長

いいですか。

ほか、ございますか。

樋口伸一郎委員

すいません、款3. 民生費の目2、飛ばしますけど、保育園費の中で、保育士等の43名分の人事異動に伴うものところで、その内訳と、今後の状況としては、保育事業に対しても影響が極力ないように取り組んでいたり、そういうところも含めて、今後の方針まで含めて、内訳を皆さんに御説明をいただければと思いますけど。

以上です。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

給料の、例えば減額671万6,000円上がっておりますけれども、これの内訳については、一つは職員の退職によるもの。

もう一点が、育児休暇に入った職員がおりますので、この分についても減額でございます。

特に、退職者につきましては、通常であれば11月に退職の申し入れをして、採用試験でそ

の分を補充するということになりますけれども、平成28年度末に退職を申し出た職員が1名おりました。この分が採用試験には間に合っていなかったということ。

それから、ことし8月16日に保育所勤務ではありませんけれども、子育て支援センター勤務の保育士が1名病気で亡くなりまして、死亡退職となっております。

この2名分の人件費が大きく、ここで減額の要因となっております。

以上です。

樋口伸一郎委員

そうしたら、その状況も含めて、今後影響を極力出さんようにってところと、来年度の補充の考え方についても、あわせて御説明を願えればと思いますけど。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

この欠員となっております2名分につきましては、今年度中に退職予定の保育士の分と合わせて採用をしていただくことになっておりますので、来年度からは今までどおりの人員体制となる予定でございます。

中川原豊志委員長

よろしいですか。（「よろしいです」と呼ぶ者あり）

ほか、質問ありますか。

藤田昌隆委員

ちょっと、愚問かもしれませんが、今、産休で1年間ぐらい休むといった場合に、例えば、育児休暇、産休終わって、基本的には同じ職場に同じ待遇で、これは普通ですよ。

それで、ちょっと済みません、市役所とかがどういうふうになっているか初めて聞くんですが、職員が同じ職場に戻るっていうのは、これはきちんと確保できているんですか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

産休、育休につきましては、事前に何カ月も前の段階で、いつから産休に入るということがわかりますので、人事異動の時に影響がないように異動をさせておりますし、また、戻ってきてても、そのときから、前と同じような職場に戻れるように対応はしております。

藤田昌隆委員

私が心配するのは、例えば1人、1年ぐらい休暇とられて、その間に保育園の先生足りないじゃないですか。そういう場合に、やっと見つけて、入っていただいて、ほいで戻ってきたからもう違う場所ってということにはなっていないのかなと、そう思ったから。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

例えば、小鳩保育園に勤務をしていて、そこで産休を取って、育休明けで戻ってきたときに、違う保育園になるというような人事異動はやっておりません。

必ず元の職場に戻るようしておりますし、その間は必ず代替の保育士を入れておりますし、また、正規の職員でフリーの保育士、担任を持っていない保育士等、こういう保育士もおりますので、こういう保育士がカバーをするなど、産休に入る前と入った後が全く違う職場になったり、違う職種になったりするということは、今のところはないような人事異動をしております。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

ほか、質問ございますか。

成富牧男委員

同じく保育所の関係やけど、さっきの説明では平成28年度末に退職したいという申し出があったということ、それで、そのあとずっときて、本来もっと早目に、平成28年度末にそれが出たわけだから、今、減額補正じゃなくて、もうちょっと早くできたんじゃないか。

それとも、正規の職員を採用しようと途中で思ったんですか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

この職員に関しましては、1年半ほど前から病休、休職中の職員でございまして、3月に急に本人が、もう退職をしたいということを申し出たということでございまして、まず当初予算に間に合っていない、退職を申し出たときに、既にその翌年と今年度も勤務の予定で予算を組んでおりましたので、まずそれに間に合っていないということですね。（「それはわかります」と呼ぶ者あり）

それと、既に病気休暇をとっておりましたので、その分については、代替の保育士をそこに配置をしていたので、保育自体に影響は出ないということでございます。

中川原豊志委員長

要は、勤務されてない、退職するというふうに言われたんで、もっと早い時期で補正できなかったんですかということが1つですよ。（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

通常の、9月とかの採用試験ではなくて、来年度からの採用試験に乗せるのではなくてという意味だと思います。（「違う違う」と呼ぶ者あり）違う……、（「いやいや、単純な」と呼ぶ者あり）ああ、補正予算の（「時期」と呼ぶ者あり）時期、（「減額補正の時期」と呼ぶ者あり）失礼いたしました。

人件費に関しましては、担当課ではなくて、総務課のほうでの予算調整にはなりますので、総務課のほう、この時期に、12月に人事異動による補正はいたしますので、それに合わせて補正をされたものと思います。

中川原豊志委員長

いいですか。

成富牧男委員

ちょっとやっぱり、課長も私が別の意味で質問しているかなって、かなり遠回りしちゃったんですけど、そういうふうな言い方もありますね。わかりました。

中川原豊志委員長

ほか、ございますか。

古賀和仁委員

款3. 民生費の23番ですけれども、国庫負担金の返還と。

これ、生活保護ということなんですけど、現状と、何名ぐらいの方が今、受けられているのか。

そして、返還ということで、対象者が少なくなったので減ったということなのか。その辺含めて。

久保雅稔社会福祉課長補佐兼保護係長

生活保護の現状についてですけれども、平成29年10月において、被保護世帯は微増ではございますが、昨年度末299世帯に対して、309世帯ということになっております。それで実際、平成27年度においては、14世帯減になっております。それで、現状として平成29年度10月末においては309世帯ということで、若干またふえてはきております。

生活保護の分でのそういった保護費の分について減額ということで上がっている分については、やはり人員の減ということ、世帯員の減ということで減ってきているところではございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

わかりましたか。いいですか。

古賀和仁委員

状況としては、一番大きいのは経済状況だと思うんですけども、少なくなっていることの分析というか、どういう理由で少なくなっているのか。その辺のことがわかれば。

久保雅稔社会福祉課長補佐兼保護係長

現状といたしましては、鳥栖市においては、やはり有効求人倍率といたしまして、そういった雇用環境がいいものですから、働く世代については、今横ばいということで。その他の世帯ということで該当するわけですけれども、19世帯はそのまま19世帯ということで、これも申請が入って、また就職先が見つかって出ていくという状況の中で、今横ばいの19世帯とい

詫間聡健康福祉みらい部長

それでは、議案乙第36号 平成29年度鳥栖一般会計補正予算（第4号）について、一括して御説明を申し上げます。

資料につきましては、厚生常任委員会資料議案乙36号の資料になります。

こちらにつきましては、国家公務員等の給与改定に準じまして、職員の給与を改定するものでございます。

改定内容といたしましては、勤勉手当の支給月数を0.1カ月分引き上げるものでございます。本年12月期の勤勉手当について現行0.85月分を0.95月分に改正するものでございまして、引き上げに伴いまして、それぞれの人件費、説明資料の1ページから2ページにそれぞれ民生費から教育費ということで掲げております補正の内容でございます。

簡単ですけれども、説明を終わらせていただきます。

中川原豊志委員長

説明が終わりました。

なお、この予算については、お隣で総務文教常任委員会が行っております議案甲第45号の条例案が可決をされたということで行うものですので、あらかじめ了承ください。

では、質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、質疑は終わります。



議案甲第41号 鳥栖地区広域市町村圏組合規約の変更について

中川原豊志委員長

次に、議案甲第41号 鳥栖地区広域市町村圏組合規約の変更についてを議題といたします。執行部の説明をお願いします。

吉田忠典社会福祉課長

議案甲第41号 鳥栖地区広域市町村圏組合規約の変更についてでございます。

それでは、委員会資料に基づきまして、御説明をしていきたいと思っております。

この議案は、鳥栖地区広域市町村圏組合の介護保険事業における負担金について、構成市

町の負担金の算定方法を改正するものでございます。

まず、変更の理由につきましては、市町が実施しております介護予防事業等、各施策の取り組み状況や事業効果が、現行の負担金の算定方法では適切に反映されにくいものとなっております。

具体的に申し上げますと、例えば、積極的に介護予防事業を実施し、その結果、介護給付費が減少あるいは適正化されたとしても、現行の算定方法では、人口や高齢者数に応じて計算をされることから、介護予防等の事業効果が市町の負担金に反映されず、実際の市町ごとの給付額の割合と現行の負担金額の割合とでは乖離が見られております。

今回の変更で、保険給付額に応じた負担割合を導入し、介護予防事業の取り組みや成果を負担金の額に反映させ、あわせて介護予防事業推進のインセンティブとなるようにしたいと考えているところでございます。

さて、今回改正する負担金につきましては、介護保険給付に要する経費の各市町の負担割合を変更するものでございます。保険給付に応じた負担制度を導入することとしております。

具体的には、現行、均等割が20%、人口割が60%、高齢者人口割が20%となっておりますが、平成32年度までに均等割を20%から10%、人口割を60%から40%、そして、新たに保険給付割を導入いたしまして、保険給付割を50%と変更することとしております。

経過措置として、平成30年及び平成31年度は暫定的に均等割が20%、人口割が60%、保険給付割が20%と、附則で定めるものでございます。

次に、3番でございます。県内他地区の状況でございますが、県内の広域で介護保険を運営しております広域市町村圏組合の2地区でございます。それぞれ既に保険給付割を導入しておるところでございます。佐賀中部広域は75%の保険給付割を、杵藤広域につきましては、50%の保険給付割を導入しており、鳥栖地区のみが保険給付割をこれまで導入をしていない状況にございました。

今後のスケジュールでございます。現在、鳥栖市、基山町、みやき町、上峰町の1市3町の議会で、鳥栖地区広域市町村圏組合規約の変更について議会の承認を得ているというところでございます。

1月末に、法定協議会でございます首長会を開催しまして、規約の変更を行うこととしております。そこで規約の変更を行い、県のほうに規約変更の届け出を行いながら、2月の鳥栖地区広域市町村圏組合で新たな負担金制度のもとで計算した予算案を御審議いただくという予定になっております。

施行日は平成30年4月1日にしております。

6番目、介護給付費の負担率の推移の推計と書いております。平成29年、現行の負担率で

言いますと、鳥栖市は50.30%、そして、平成30年、平成31年と経過措置の部分を導入いたしますと、若干減少いたしまして50.14%の負担率となります。

そして、平成32年度の本則の導入に当たりましては、鳥栖市としては51.19%と、1ポイントほど負担率は上がる形になると試算をしております。基山町、みやき町、上峰町につきましては、それぞれ負担率がこのように変化をすると試算をしているところでございます。

簡単ではございますが、以上、概要を述べさせていただきました。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

どなたかございますか。

成富牧男委員

まず、変更理由のところ、適切に介護給付費における負担金に反映されるよう、また、介護予防等の実施におけるインセンティブとなるように、それから、応益負担。1つわからないのは、介護、これは保険給付割ですよ。保険給付に応じてって意味だと思いますが、まず、これは市町がどういうふうに、これに対するインセンティブが働くのか。介護予防等って書いてあるので、ちょっと気になりますけど、介護予防等の実施におけるインセンティブというのがよくわからないので。

結局こういうことでしょうか、保険給付がふえると保険給付割もふえますよという感じではないんですか。そのことと介護予防等の実施におけるインセンティブとなるよというのがよくわからない。

それから、応益負担の適正化って、これちょっと言葉尻かもしれませんが、応益負担というのがよく意味がわかりませんが。

まずそれと、続けて全部言っておきます。

3番目の他地区の状況で、佐賀中部は75%、杵藤広域は50%、それで、鳥栖広域は50%ですけど、50%に設定されたのはどういう理由か。

それから6番目、ここには割合で出てますけれども、これを金額に直したら、平成29年度から32年度まで、それぞれ幾らになるのか。想定の方もあるとは思いますが、その金額、ちょっとこれ、できれば資料か何かで出してもらわんと、割合だけやったら見誤る可能性がありますので。

以上です。最後は要望みたいになりましたけれども。

吉田忠典社会福祉課長

まず1つ目でございますけれども、保険給付割と申し上げましたけれども、この保険給付割は現在、1市3町で介護保険を運営しております。

そして、現在では1市3町でかかった保険給付の総額に対する負担金を均等割20%、人口割60%、高齢者割20%というふうに定めております。

保険給付割を導入いたしますと、市町それぞれの被保険者が使った保険給付分、その保険給付分に応じて保険給付割を負担してもらおうというものでございます。

したがいまして、介護予防等、いろんな施策をしっかりと取り組んでいって、例えば鳥栖市の方の保険給付の額が下がれば、鳥栖市の負担する保険給付割のその分の額も下がっていくという形になるということでございます。

応益負担につきましては、もちろんこの考え方と同じようなものでございまして、それぞれ住民の方が利用した分について、ちゃんとその分を負担していくという考え方に基づいて応益負担の適正化というふうに書いているところでございます。

鳥栖地区が保険給付割を50%に設定をしたという理由でございますけれども、現在、県内では佐賀中部が75%、杵藤地区が50%と、それぞれ導入しているところでございます。原則的には、本来ならば保険給付割100%というのが適切ではなかろうかというふうに考えているところではございますが、100%をいきなり導入する形になると、非常に大きく現行の負担金のバランスが崩れていくというおそれがあると。

激変緩和というところで、まずは県内の他地区の状況を見て、50%というところが一番低うございますので、その50%の導入を目指していこうというところで、50%に設定をしたという理由でございます。

最後でございますけれども、負担率を挙げております。この負担率につきましては、金額を挙げればわかりやすかったんですが、実際のところ、平成30年度以降の保険給付額は、3年前に試算した金額でございますので、現在、一生懸命負担金と保険給付額を介護保険課のほうで試算をしているところでございます。したがいまして、かなり大きく変わる可能性もございますので、割合で示させていただいたところです。

具体的に申し上げますと、平成29年度でございますと、1市3町、広域全体では、介護給付費の負担金の額が広域全体で10億6,300万円になります。鳥栖市は50.30%ですので、5億3,500万円。基山町が1億7,400万円、みやき町が2億3,800万円、上峰町が1億1,500万円という形になります。

今後、保険給付も伸びていくというふうに思われますが、3年前に介護保険課が試算した額で申し上げますと、平成32年度につきましては、広域全体で11億2,000万円ほどを想定しております。鳥栖市は平成32年度では5億7,400万円、基山町では1億7,300万円、みやき町で

は2億7,100万円、上峰町では1億400万円という金額、これは3年前のデータで試算したものでございますので、実際とは大きく誤差が生じる可能性もあるかもしれませんが、一応そのような金額になっているようでございます。（「表ば出さんね」と呼ぶ者あり）

成富牧男委員

6番はちょっと、言ってもろうたばってん、ほかのところでは、何か仮に、平成29年を押さえたところで、ずっと平成32年度までの金額が具体的に出た表、そういう資料も出ていますので、やっぱり、議員の理解を得ろうと思うなら、ぜひそういうやつ……、できるっちゃろう。すぐ出してほしいなど、私は思います。そうせんと、ずっとかなりでこぼこもあるみたいやし、市町で。

それと、1番の変更理由のところ、介護予防等の実施におけるインセンティブというところでの説明をもう少し具体的に、例えば、こうこうこうでしょうかと、そして、これがこうなって、それがインセンティブになって。何か、そこんところをもう少し詳しく。

吉田忠典社会福祉課長

介護予防事業を今、私たちは実施をしておりますが、一般質問でもお答えをいたしましたけれども、介護予防事業に参加してある方と参加してない方では、1年後でも2.5ポイントほど、やっぱり介護予防事業を受けた方のほうが要介護とかの認定率は低くなっているというところでございます。

このように、介護予防事業を積極的に取り組むことによって、介護の給付費等が減っていくと、新規で介護給付を受ける方が減っていくということもございます。

そうしていくことで、私たちのほう、一生懸命介護予防事業に取り組むということのインセンティブにもなるし、財政的にも負担金が適正化されていくということで、インセンティブというような言葉を使っているところでございます。

中川原豊志委員長

6番のところの年度別の金額についての資料の提出ができますかということですが。

吉田忠典社会福祉課長

資料は提出できます。

中川原豊志委員長

委員会のほうから資料提出をということで。（「お願いします、そのほうがいいと思います」と呼ぶ者あり）

これも最終日でよろしいですか。（「どうしてもだめならやけど、やっぱり議論をする場合に必要だと私は思いますので、時間がかからんようやったら、今出してもらったほうがいいのかなど」と呼ぶ者あり）

ちょっと、休憩します。

午後 1 時29分休憩



午後 1 時41分開議

中川原豊志委員長

再開します。

資料のほう提出されましたので、資料の説明をお願いいたします。

吉田忠典社会福祉課長

資料を提出いたしております。

一番上が合意案Aと書いております。

そして、真ん中の段が現行のほうで計算した分です、これをB。

そして、一番下が合意案と現行の差というところでAマイナスBとしているところがございます。

平成29年度広域全体では、合意案、そして現行とも同じ金額でございます。

そして、平成30年度になりますと、均等割20%、人口割60%、保険給付割20%というふうには保険給付割が導入をされてきますので、保険給付割を導入したことによって、一番下の段を見てもらうとわかりますけれども、鳥栖市と基山町が金額が減るといふふうには試算をしているところがございます。

一方、みやき町と上峰町は逆にふえるという試算をしているところがございます。これは平成31年度も同じような傾向を見てとれるところがございます。

平成32年度になりますと、本則を適用いたしますので、均等割が10%、人口割40%、実績割が50%という形になりまして、鳥栖市とみやき町がふえていくというふうには考えております。一方、基山町と上峰町は減っていくというふうには考えております。

これ、何を物語っているかと申しますと、鳥栖市とみやき町については、自分たちのところで使った保険給付を、ほかの市町、基山町と上峰町が負担してくれているんだということになるという資料でございます。

簡単でございますが、以上でございます。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

質問ございましたら。

成富牧男委員

資料いただいたんで、それから先にいきますけど、さっき説明の中で、今は50%だけど、この保険給付割と実績割っていうのは同じことですね、そうなるっちゃうことでは言われましたよね。

これ、100%にするということは、もう保険給付割だけになるっちゃうことですよ。いつぐらいを予定されているんですか。

吉田忠典社会福祉課長

1市3町の中では、100%導入については、望ましいが、いつまでに導入というところまでは合意ができていないところでございます。

成富牧男委員

そうしたら、私、意見を言っておきます。

まず、1番の変更理由、介護予防等の実施におけるインセンティブって言われますけれども、思うに、保険給付に直接かかわりはないわけですよ、市町は。それでいいんでしょう、直接は。保険給付は組合でしよるわけですから、そういう意味で言っているんですよ。

吉田忠典社会福祉課長

保険給付は1市3町の広域でやっておりますので、市町は直接かかわるということはございません。

成富牧男委員

認定をやるのも組合でしょう。サービスをやるのも直接はかかわりませんよね、保険給付には。

それで、今言われているのは、介護予防等をきちっとやれば、介護に陥らんで、その結果、介護給付費は減るだろうっていう話でしょう、これ。

だから、必ずしもそういうふうには……、まず、これを突き詰めていったら、結局、私はずっと前から言いよったけど、鳥栖市は鳥栖市だけの介護保険課とか、社会福祉課の横に介護保険課とかね、介護保険課と高齢が今の担当、そんな感じなのが一番……、今の話やったら、そうすべきじゃないかなと私は思います、意見。

それとあとは、結局、10割ってなったら、もう給付を減らす競争になりそうな気がして怖いんですね、各市町が。どういうことになるかという、それこそ今、始まりましたよね、ことしから、まずは要支援1、2のデイサービスとか、それからヘルパーさん、それを市町の事業に移して、つまり介護保険から移していきよるっちゃけど、何かそういう流れが加速

される、それこそインセンティブが働きそうな気がする。

今までのように認定、いわゆる専門医の方が聞き取りして、その後認定するという、そういうやつがだんだんなくなってしまって、もう私がずっと言い続けよったように、チェックシートでいいですよ。専門家やなくても、窓口に来ていただければ、誰でも同じように、職員が誰でも、専門的な職員じゃなくても対応して、そこで、窓口に来られたら、チェックシートで、あなたはもう、いわゆる総合支援事業のほうでいいですよ。

それで、どんどん総合支援事業のほうに、本来は、今までどおりでいいなら、さっき言ったような段階を経らないかんっちゃけど、それを省略してしまったら、もう限りなく保険給付のほうは少なくなっていくような気がしてなりません。

だから、こういうやり方はちょっとおかしいんじゃないかと危惧しております。

さらに、さっきのように100%まで行くのであれば、もうそれぞれで保険課なり保険係なりをつくられたほうがいいんじゃないかなということを申し上げておきます。

中川原豊志委員長

答弁は。（「答弁は、答弁」と呼ぶ者あり）

吉田忠典社会福祉課長

成富議員の御質問で、100%を突き詰めていけば、最終的には単独でやればいいんじゃないかということでございますけれども、現在、保険給付以外にも介護の認定とか、そういったものをやっております。こういったのは、スケールメリットを生かしてやったほうがやはり効率的な部分もございますので、そういった意味では、広域でやるメリットもあるかと思えます。

その一方で、給付に関しては、それぞれの市町がやはり使った分を負担するというのが一番の筋ではないのかというふうに考えているところでございます。

あと、100%になれば、給付費を減らす方向に減らす方向に逆にインセンティブが働くのではないかというような御指摘でございます。

介護予防事業等を一生懸命、私たちのほうでやっております。この一生懸命やるというのは、健康寿命の延伸というところもございまして、平均寿命と健康寿命の差が短ければ短いほど、やはりその方にとってもいい人生だろうというふうに考えておりますので、介護予防事業を一生懸命やりまして、高齢者の方の健康寿命を延ばしていくと。

そして、どうしても体力的なところの衰えとかで介護が必要になったときには、給付を受けていただいて、そういった人生を送っていただくというのが、私たちにとっても、あるいは市民の方にとっても一番いい方法ではなかろうかというふうに考えております。

以上です。

成富牧男委員

最後のほうに言われたのは、それなりにちゃんとやればそういうふうになる、そういう部分はあるかもしれませんが、私が危惧しているのはそうじゃなくて、さっき言ったように、逆にインセンティブが働くんじゃないか、ある意味、ここに書いてあるインセンティブが、とり方によってはそういうふうにとれなくもない。

それから、最初に言われた、認定を広域連携でつちゅうのは、別に地方自治法上の手法がありますので、それは理由にはならないということを申し上げたいと思いますが、そう思いませんか。これ以上聞かんけど、組合っていう手法やなくて、別の手法で広域でやる方法があるでしょう。だから、それだけ言ったら理由にならんですよね。

吉田忠典社会福祉課長

確かに、議員おっしゃるとおり、認定だけをされているという一部事務組合もあったかと承知しております。

私どもといたしましては、認定から保険給付まで一貫して高齢者の方についてサポートできるような現行の体制がふさわしいのではなかろうかというふうに考えております。

以上でございます。（「いいです」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

いいですか。

ほか、何かございますか。

古賀和仁委員

介護認定なんですけれども、予防をする場合に、その境となる認定の程度が基本となっているということをよくお聞きするんですけれども、市町でそれぞれ介護の認定率と、それから、2のところはどのくらいあるのか、そういうところはわかりますか、今。

吉田忠典社会福祉課長

介護の認定率でございますが、最新のデータで申し上げますと、平成29年11月末でございますが、鳥栖市の認定率が16.93%でございます。基山町が14.03%でございます。みやき町が17.53%、上峰町が15.41%、組合全体では16.54%となっております。

先ほど、古賀議員のおっしゃられた「2」というのは、要介護2……。

古賀和仁委員

要介護2を境として、これ、上がるのか、下がるのか。非常に、生きていく上で重要な部分だとお話を聞いているんですが、ここのところで、さっきからインセンティブ、インセンティブと言われてはいますが、予防するためにどういうふうな方法をとって、悪くならないように——基本的には、それは人によって違うことだけど——それより悪くならないよ

うな予防をとるということですが、これについては、どのような方針でやられているのか、それを含めてお願いします。

吉田忠典社会福祉課長

古賀議員がおっしゃるように、要介護3以上は重度ということでカテゴライズされているところがございますけれども、要介護2までは軽度とか中度とかそういうところになると。

私たちといたしましては、基本的には、元気な方については、要支援とか要介護にならないように、介護に認定されないようにということ。そして、要介護2とか、要介護1とかそういう方につきましては、これ以上重症化しないようにというような観点からいろいろな介護予防等を進めているところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

よろしいですか。（「ちょっと1点だけ」と呼ぶ者あり）

古賀和仁委員

私はずっと前から言っているんですけども、体が悪くなって、治療して、その後のリハビリ対策、そのところが大きな比重を占めてくるし、ここの部分についてはいろんな市町によって対策をやってあるところがあると思うんですけども。

私は前からリハビリ特区っていうんですかね、リハビリを通じて、専門のところ、いっぱいありますけど、その他にそれをやれるような、全体の特区みたいなのをぜひ考えてもらったらどうだろうかということも思っているんですけども。それについて、市として何かお考えがあればお尋ねしたいんですけども。

中川原豊志委員長

取り組みとかそういうことですか。（「そういうことです」と呼ぶ者あり）

吉田忠典社会福祉課長

特区の件につきましては、以前、一般質問等でも御質問いただいたところではございます。

リハビリ等につきましては、私どもといたしましては、医療と介護の連携というところを進めているところでございます。

具体的に申し上げますと、医療機関に入院をされた高齢者が実際退院をされるときには、どうしても介護等が必要な場合もございますので、医療と介護がスムーズに連携してサービスが提供できるような体制づくりというところを、現在進めているところでございます。

具体的に申し上げますと、医療機関を退院するときに、ある種のルールをつくらうと。こういった方を介護のほうにつなげるとか、そういったルールを、実際、県内では、唐津地区

のほうで退院ルールというのをつくっているようでございまして、県のほうでも、県内各地域でそういったの策定していくという形の方針を出しているところでございます。

特区というところまではなかなかいかないかとは思いますが、私どもといたしましては、医療と介護の連携をさらに深めていきまして、切れ目のないサービスの提供を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

中川原豊志委員長

いいですか。

ほかはございますか。

藤田昌隆委員

合意案A、この広域全体が10億6,359万8,000円、それから、平成36年が12億2,811万6,000円。

それで、このベースとなる金額は、例えば現年比で何%、10%くらいでいくのか、どういうアップ率で考えているわけ、これは。

吉田忠典社会福祉課長

給付費につきましては、介護保険課のほうで3年前に事業計画をつくる時に使われた資料を使っているところでございます。

給付率の伸びといたしましては、全体で約2%、2.3%とかそういったぐらいでずっと伸ばしているところではございますが、今後、いろんな制度変更等もございますので、なかなかこのとおりにいくかどうかというのは、ちょっと不安なところではございますけれども、伸び率としては大体、2%前半で伸ばしていったというような試算をしておるところでございます。

藤田昌隆委員

2.3%ぐらいのアップ率でいくということになると、介護予防等の実施におけるインセンティブ、この辺の影響は全然変わりなく、2.3%ずっとアップしているわけですね。そういうことでしょうか。

介護予防がきちんと実績反映になっていないから、ただ2.3%ずつ上乗せじゃないでしょうかという質問です。

吉田忠典社会福祉課長

この伸びにつきましては、高齢者の伸びっていうところも実際はございますので、もちろん介護予防が十分行き届いていない部分もございますけれども、一番大きい要因といたしましては、今後の要介護状態となる方が多い75歳以上の方の人口がふえていくというところじ

やないかと考えているところでございます。

藤田昌隆委員

このグラフからいかなくてもですが、金額的に合意案A、それから現行B、これから言ったら、平成30年と平成31年、AとBを比較した場合、均等割20%、人口割60%、保険給付割が20%、鳥栖市にとってはこれがベストじゃないかと思うわけですよ。

まあ当然、ほかの市町もあるんで、うちだけの話じゃないでしょうけど、これから言ったら、もう平成29年と平成36年を比べたら、1,000万円くらい違うわけですよ。

ですから、できたら、まだこれは案の段階でしょうから、均等割、人口割、保険給付割20%、このあたりで交渉というのはできるわけですか。

吉田忠典社会福祉課長

現行の規約改正案につきましては、1市3町で合意をして、新しい、ここにお示ししている負担割合で協議が調ったところでございます、これを変更する場合、再度一からまた組み立てていかなければならないという形になります。

以上でございます。

藤田昌隆委員

この答弁だと、皆で合意をしておるから、もうこれはほぼ決定事項ですよ。

しかし、今後のスケジュールを見ると、規約変更協議の議会承認は1月からとなってますよね。じゃあ、もし議会が反対した場合、おかしいと言った場合は……、鳥栖市が約半分ですよ、ウエートは。

だから、鳥栖市がおかしいと言ったら、また見直す、最初からやりますというお話がありましたけど、そういう形になるわけですか。

吉田忠典社会福祉課長

1市、または1つの町が反対しても、合意ができない場合には規約の改正ができないという形になっております。

藤田昌隆委員

ということは、これはもう案やなくて、ほぼ決定事項で、こういうふうに決まりましたから、議会の承認よろしくお願ひしますというだけのことですよ。（「そうじゃないっちゃんい」と呼ぶ者あり）

吉田忠典社会福祉課長

このような形に変えたいと思うので、議会の皆様の御承認をいただきたいという意味合いでございます。

藤田昌隆委員



市民環境部

議案乙第31号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

中川原豊志委員長

これより、市民環境部関係議案の審査を行います。

まず、議案乙第31号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

青木博美税務課長

議題となりました、議案乙第31号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）の市民環境部関係について御説明いたします。

資料は、厚生常任委員会資料に基づき御説明いたします。

まず、歳入でございます。

款1. 市税、項1. 市民税、目1. 個人、節1. 現年課税分でございますが、個人住民税の現年課税分を調定見込みにより3,000万円補正するものでございます。内訳は、所得割3,000万円でございます。調定額の増加の理由は、納税義務者の増加によるものです。

次に、項2. 固定資産税、目1. 固定資産税、節1. 現年課税分につきましては、固定資産税の現年課税分の調定見込みにより4,000万円を補正するものでございます。内訳は、償却資産4,000万円でございます。調定額の増加の理由は、未申告の催告による申告や、過年度修正申告による増加でございます。

以上でございます。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

それでは、次に歳出について御説明をいたします。

また、平成29年12月市議会定例会予算説明関係資料、平成29年12月補正予算主要事項説明書のほうを御参照ください。よろしく申し上げます。

款2. 総務費、項1. 総務管理費、目11. まちづくり推進センター費でございます。節19. 負担金、補助及び交付金の公民館類似施設整備補助金につきましては、鳥栖市公民館類似施設に対する補助金交付規則に基づきまして、町区の公民館を増築及び改修するための経費の一部を助成するものでございます。補助率は、補助対象経費の10分の2、補助限度額は100

万円となっております。

今回、補正予算としてお願いしておりますのは、田代大官町公民館及び神辺町池田公民館でございます。改修の内容につきましては、田代大官町公民館は、床板の張り替え、畳の表がえ。神辺町池田公民館は、外壁の改修を計画しております。

2つの公民館の整備に対します補助金として、19万円を計上させていただいております。以上です。

青木博美税務課長

項2. 徴税費、目1. 税務総務費、節2. 給料から節4. 共済費までは人事異動に伴う補正でございます。

また、目2. 賦課徴収費、節23. 償還金、利子及び割引料でございますが、主に法人市民税の歳出金還付の増加に伴い、今後の見込みによる700万円の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

村山一成市民課長

項3. 戸籍住民基本台帳費、目1. 戸籍住民基本台帳費でございます。節2. 給料から節4. 共済費までは、市民課職員18名分の人事異動等に伴う補正でございます。

以上でございます。

吉田秀利国保年金課長

款3. 民生費、項1. 社会福祉費、目5. 後期高齢者医療費でございます。節3. 職員手当及び節4. 共済費につきましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合に派遣しております職員1名分の人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

款3. 民生費、項4. 国民年金取扱費、目1. 国民年金費の節2. 給料から節4. 共済費につきましては、国民年金事務に従事する職員3名分の人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

以上です。

楨原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

款4. 衛生費、項3. 清掃費、目1. 清掃総務費のうち、節2. 給料から節4. 共済費までにつきましては、環境対策課職員15人分の人件費で、人事異動に伴う補正でございます。

また、節19. 負担金、補助及び交付金につきましては、鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、上峰町及びみやき町の2市3町で構成いたします佐賀県東部環境施設組合の設立に伴う新組合への負担金でございます。鳥栖市の負担といたしましては、負担割合は均等割10%、人口割90%で、負担率といたしましては全体の約44%が鳥栖市の負担となっております。

続きまして、目3. し尿処理費のうち、節2. 給料から節4. 共済費までにつきましては、衛生処理場職員1人分の人事異動等に伴う補正でございます。

以上、一般会計補正予算（第3号）市民環境部関係分の説明を終わらせていただきます。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

どなたかございませんでしょうか。

成富牧男委員

歳入の市税、今回、個人の補正増がされておりますけど、いつも3月補正で上がってくるのかな、法人の増加部分とかが。それで、参考に、3月補正っちゅうか、最終的に市税全体の3月補正後。

それと、決算になるのかな、前年度の3月補正後の市税、そのふえた分の主な理由、多分、法人市民税の増額があったと思いますけど、そこんところを教えてください。

今回はもう見込まれんから出ていないんでしょうから、法人市民税については。

中川原豊志委員長

よろしいですか。（「前年度。今はわからんけんが上げてなかつちゃろう」と呼ぶ者あり）

青木博美税務課長

決算額。（「うん」と呼ぶ者あり）法人市民税の決算額、平成28年度は、17億1,273万4,700円でございます。

個人市民税が……。

成富牧男委員

合計でいいんです。だから、この市民税の内訳が個人と法人でしょう。だから、その個人と法人、合わせた分の前年度決算分ですね。

それと、平成29年度の補正後の市民税、個人と法人。わかるかな。（「3月末の見込み」と呼ぶ者あり）

いや、見込みは出らんでしょうからって言いよつと。要は、法人市民税はどれぐらい後からがぱっと出てきよるとかなつちゅうのを知りたいんです。（「法人市民税でいいんですか」と呼ぶ者あり）個人も合わせて。だから、この市民税総額で。（「市民税総額で」と呼ぶ者あり）（「ああ、市民税総額」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

わかりますか。（「個人と法人合わせてってことでしょうか」と呼ぶ者あり）

青木博美税務課長

まず、個人市民税、平成28年度が33億7,776万9,394円でございます。

それで、現在の平成29年度見込みとしては、34億100万円を見込んでおります。

法人が平成28年度決算が17億1,273万4,700円。

現在、平成29年度が15億8,000万円を見込んでおります。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

成富牧男委員

今言われた十五億幾らっていうのは、法人市民税の見込みですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）いや、私、それは見込めんだろうからって。

いつか聞いたときに、えらい歳入のふえとるやん、どうしてって言ったら、いや、それは12月に大きいやつがあって、ブリヂストンかなんか言いよらんやったですか。それがどっち出るかわからんけん、12月補正では上げられんとですよって、歳入を調定されんとですよみたいな話があったような気がするんで、もうわからなかったらわからないでも結構です。

中川原豊志委員長

答弁、大丈夫ですか。

青木博美税務課長

すいません、この数字は概算で、うちのほうで見込みで出していますので、参考ということで。

中川原豊志委員長

ほかに何かございますか。

藤田昌隆委員

ちょっと、簡単な質問。公民館類似施設整備補助金やけど、この限度額が100万円ということとは、500万円、20%でしょう、補助率は。

だから、500万円でやればぎりぎりいっぱい100万円でもいいかなということなんですが、例えば、補助の申請を出して、そして市から、わかりましたと、認可がおりますよね。

それから、例えば10月にやって、それで、年度内にきちんと、例えば床の張りかえとか、年度内にやらないかんわけ、その期限がありますか。

例えば、認可になって1カ月以内に仕上げにやいかんとか、2カ月で仕上げにやいかんとか、とにかく年度内ならオーケーということですか。

答弁、よろしく申し上げます。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

人事異動等に伴う人件費の事務費繰入金でございます。

次に歳出でございます。

款1. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費の節2. 給料から節4. 共済費までは、国保業務に従事する職員7名分の人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

款2. 保険給付費、項2. 高額療養費、目1. 一般被保険者高額療養費につきましては、支出見込みにより補正するものでございます。

当初、ひと月当たり5,400万円を見込んでおりましたが、予算不足が見込まれることから、増額をするようお願いするものでございます。

次に、款11. 諸支出金、項1. 償還金及び還付加算金、目3. 償還金、節23. 償還金、利子及び割引料につきましては、平成28年度に概算交付されておりました国からの療養給付費等負担金及び特定健康診査等負担金の交付額の精算に伴いまして、返還金をそれぞれ補正するものでございます。

以上、御説明といたします。

中川原豊志委員長

説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

古賀和仁委員

高額医療費ということで、歳入のところでそれぞれ国からの普通調整交付金、それから、県からの1種、2種それぞれ分かれたところの交付金があるってということなんですが、これは使用目的が違うのか、そのまま単なる調整なのか、その辺、お伺いしたいと思います。

吉田秀利国保年金課長

高額療養費の額によって、国からの調整交付金は、普通調整交付金、特別調整交付金、ございますけれども、その中の普通調整交付金、それから、県の1種、2種、これも国の調整交付金同様、普通と特別という形になっております。

そういった中で、その算定基礎となりますものが、療養給付費に対して交付されるものでございますので、これは療養費が増加したことに伴いまして増加したものでございます。

資料の3ページのほうで、歳出の真ん中の保険給付の高額療養費の補正でございます。当初6億4,800万円を5,000万円増額補正をいたしまして、補正後が6億9,800万円となります。それで、5,000万円増額をいたしておりますので、それに伴う国からの交付金、それに合わせたところの交付金という形になっております——国も県もです。

以上でございます。

古賀和仁委員

国の交付率は、パーセント、当然決まっていると思うんですけど、それで、交付された部分については、そのまま県と同化した分に仕上がっているということなのか、何かの事業をするためのものも含まれているのかどうか。

吉田秀利国保年金課長

先ほど申しあげましたように、高額療養費として5,000万円増額補正をいたしますので、それに見合う額として、国、県からそれぞれ交付を受けるもので、理論上は国の場合、普通調整交付金が6%相当分、特別調整交付金が3%相当額、それと、県の1種調整交付金が、これも6%。割合といたしましては、国が9%、県が9%という形になっております。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

ちょっと休憩しましょうか。

午後 2 時45分休憩



午後 2 時48分開議

中川原豊志委員長

再開します。

吉田秀利国保年金課長

県の調整交付金の、1種と2種の違いについての御質問ということでございますので、県の1種調整交付金につきましては、県内20の市町の配分、これを一定の算出式で調整を行って交付されるものでございます。

2種調整交付金は、1種調整交付金のように一定の算定式で調整できないものに対して、地域の実情に応じて調整を行って交付をされるものでございます。

中川原豊志委員長

今の答弁でよかですか。

古賀和仁委員

1種調整交付金というのは、もともと算定基準に基づいて出ているってこと、2種については、それでは分けられないことが出た場合に、2種が出ると理解していいわけですか。

吉田秀利国保年金課長

1種調整交付金につきましては、市町間の医療費水準とか所得水準の差異による財政力の不均衡を調整するために交付されるもので、ある一定の算定方式によって交付されるものでございます。

また、2種調整交付金につきましては、一定の算出基準で算定できない特別な事情に応じて交付されるもので、内容的には、医療費適正化事業であったり、保健事業であったり、保険税収納対策事業、こういった事業にかかった経費について、その割合に応じて県のほうから交付されるものでございます。

以上でございます。

古賀和仁委員

当然、何かの事業をしなければならないとか、そういうふうな制約は受けないということなんですか、受けるということですか。その辺、ちょっとお伺いしたい。

吉田秀利国保年金課長

あくまでも国民健康保険の事業に対して有益な事業等を行ったものについて交付されるものということで、2種調整交付金はそういう形になっております。

ただ、今回の補正においては、理論上の交付割合ということで計上いたしております、実際は、その年度にどういった事業をしたかという部分を2月に県のほうに報告をいたしますので、その内容によって確定がされるという形になっております。

ですから、今回の補正におきましては、国が定めた1種調整交付金の給付割合、その割合に応じて、今回の補正をいたしているということでございます。

古賀和仁委員

これ、何で聞いているかと申しますと、国の場合は普通交付金でこの2通りあるわけですよ。こっちの別の分は出ないことですか、どうなんですか。

吉田秀利国保年金課長

国の調整交付金と県の調整交付金、内容的には同じような形でございます。

県の普通調整交付金が県の1種調整交付金、国の特別調整交付金が県の2種調整交付金という形に該当いたします。

国の場合は、全国の市町村の実情に応じて分配されますし、県は県内の市町の状況によって調整されて交付されるという形になっております。

古賀和仁委員

これ、あくまでも国に対する申請という形をとられていると思うんですよ。

国に対しても、県に対しても同じように申請したけど、県は2つ出てくるし、国は、普通で置きかえたかったというのではないんですね。あくまでも普通の部分だけということなん

ですね。

吉田秀利国保年金課長

国の分が普通調整交付金だけしか補正になってないということでの質問だと思いますけれども、特別調整交付金については、その年の支出基準っていうのが毎年変わってきますので、その分については、もう定額という形で、予算としてはもう当初の額のままでいう形で上げているところがございます。（「いいです」と呼ぶ者あり）

樋口伸一郎委員

3 ページの一番下の節23、その説明欄の上のほうですけど、平成28年度の療養給付費等負担金の返還金4,463万1,138円の精算の中身というか、もともと概算しとった頭出しからこうなった経緯をもうちょっと説明していただければと思いますけど、よろしいでしょうか。

吉田秀利国保年金課長

3 ページの償還金について、平成28年度療養給付費等負担金の精算ということで返還金が4,463万1,138円となっております。

これにつきましては、まず、概算の確定ということで12億8,192万4,658円、これを概算で交付されております。平成28年度が終了いたしまして、6月に実績報告を出しまして、実績確定した額が12億3,731万1,602円ということになっておりまして、その差額が4,400万円ほどとなっております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

これは、合わなかったというか、ここで増額の補正が出ているのは、もともと概算してた金額よりも、県が減らす検討をしたじゃないですけど、そうしたところをちょっと補足いただければと思ったんですけど。

吉田秀利国保年金課長

もともと鳥栖市のほうが国に申請する段階、毎年2月ごろにその年度の見込みとして概算での請求をいたします。

この請求した額よりも、国のほうが国の予算の都合上、それよりも多く、概算の確定をされたということで、2月に申請をした段階では12億6,100万円ほどの額で申請をしましたけれども、国のほうが12億8,100万円ということで、2,000万円ほど多く概算交付をされたということでございますので、今回、返還金が4,000万円ほど高くなったという形になっているところでございます。

以上でございます。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

平成29年12月20日（水）

1 出席委員氏名

委員 長 中川原豊志

副委員長 樋口伸一郎

委員 森山 林 成富 牧男 古賀 和仁 牧瀬 昭子

2 欠席委員氏名

藤田 昌隆

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 詫間 聡

社会福祉課長 吉田 忠典

社会福祉課地域福祉係長 庄山 裕一

社会福祉課障害者福祉係長兼障害児通園施設園長 高島 香織

健康福祉みらい部次長兼こども育成課長 石橋 沢預

健康増進課長兼保健センター所長 坂井 浩子

文化芸術振興課長 松隈 義和

健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長 古賀 達也

市民環境部長 橋本 有功

市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 宮原 信

市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長 犬丸 章宏

市民協働推進課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐兼相談係長兼消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長 天野 昭子

市民課長 村山 一成

国保年金課長 吉田 秀利

国保年金課長補佐兼健康保険係長 古賀 友子

税務課長 青木 博美

税務課管理収納係長 豊増 裕規

市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長 榎原 聖二

環境対策課長補佐兼環境対策推進係長 竹下 徹

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 大塚 隆正

5 審査日程

陳 情

陳 情第13号 要望書

[協議]

自由討議

議案審査

議案乙第31号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

議案乙第32号 平成29年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案乙第36号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

議案乙第37号 平成29年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案甲第41号 鳥栖地区広域市町村圏組合規約の変更について

[総括、採決]

厚生常任委員会の閉会中の継続審査申し出の件

[採決]

報 告（市民環境部市民協働推進課、環境対策課、国保年金課）

まちづくり推進センター改修事業の進捗状況等

次期ごみ処理施設建設に係るこれまでの経過と今後の予定

仮係数による平成30年度標準保険税率の算定

国民健康保険特別会計の累積赤字解消について

[報告、質疑]

6 傍聴者

1 人

7 その他

なし

金について。これは、ある施設の不正受給に伴う返還金でございますけれども、国、県のほうへ返還する分について、県の指導、管理のもとで行っておる事業に対して、市のほうが一括して返還をするというのは、ちょっとよくわからないという意見がありました。

その結果、今後の対策、またはこの事業の返還金に対する債権の回収等についても、どのように執行部として考え、また、今後の対策をとられるのか。まず御報告をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

詫間聡健康福祉みらい部長

今回の障害福祉サービス事業者の不正請求に伴う、国庫負担金返還の今後の対応、並びに考え方についてお答えをいたします。

今回、NPO法人の障害福祉サービスの事業の中の不正請求ということでございましたけれども、平成24年度から業務体制の整備の義務づけ、並びに立入調査権の創設、不正事業者等の処分逃れ対策などということで講じられてきたところでございます。

そのような中で、今回、平成28年12月の実地監査等に伴いまして、本年2月20日に県によるNPO法人指定取り消しが行われたところでございます。

この間の事業所の指定、実地指導、監査等の権限等は県にございますけれども、今回の障害福祉サービス事業については、本市の事業であるということから、今回の不正請求における指定取り消し分に関わる国庫負担金、並びに県負担金の清算については、市のほうが返還を行うということになってきたところでございます。

こういった事例、平成24年度以降からも、全国的にこういった補助金、国庫負担金、県負担金の返還等は行われてきたところであり、市町において、徴収不能、並びに徴収が見込めない場合についても、国、県への負担金の清算も行うという事例等もあっているところでございます。

今回の事例については、本市を含め1市3町の中での国庫負担金、県負担金の返還をしなければならないという事例になっておりますので、1市3町連携のもとに、県担当課への要望、並びに市長会を通じた国、県に対する要望等も行っていきたいと思っております。

また、債権についても、1市3町との連携をとりながら、回収に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、お答えといたします。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

以上の回答でございます。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

ほかに総括的にございましたら、お願いします。

成富牧男委員

委員会の中でも議論になりました鳥栖地区広域市町村圏組合規約の変更についての議案。

私、変更理由に非常にこだわっていたんですけど、要はこれまで保険給付割が全然反映されていなかったと、鳥栖広域の場合は。だから、保険給付割を反映させたいというのが主な目的ということによろしいんでしょうか。

それが1つと、あと1つは、介護予防の実施がインセンティブつちゅうのも非常にひっかかったところですけど、介護予防事業そのものは、ストレートに保険給付とはリンクしていないということですよ。

その2点、確認したいと思います。

吉田忠典社会福祉課長

今回、鳥栖地区広域市町村圏組合の規約の変更につきましては、理由の大きなものといましては、負担の公平性を図るというものでございます。

あと、もう一点、介護予防事業につきましては、現在市町で行っているものでございます。介護予防の取り組みが、直接保険給付につながるというものではございませんが、介護予防事業については、私たちもしっかり取り組んでいって健康寿命の延伸につなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

成富牧男委員

保険給付割を反映させたいっちゅうことではないと。今まで全然、ゼロやろう。それはそれでよかつちやろう。

吉田忠典社会福祉課長

介護予防については、保険給付割に直接影響が出てくるものと考えておりますので、介護予防事業をしっかり取り組んで保険給付を適正化していきたいと考えております。（「最後、言わせてください。そのまま終わりますから」と呼ぶ者あり）

成富牧男委員

保険給付割をするのが負担の公平性を保つためっていうのはわかりますけど、そういう意味です、いいです。

中川原豊志委員長

そういう意味ですかということですが。

吉田忠典社会福祉課長

議案乙第31号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

中川原豊志委員長

ではまず、議案乙第31号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）中、当厚生常任委員会付託分について、採決を行います。

本案は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案乙第31号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）中、当厚生常任委員会委員付託分につきましては、原案のとおり可決いたしました。



議案乙第32号 平成29年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

中川原豊志委員長

次に、議案乙第32号 平成29年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



議案乙第36号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

中川原豊志委員長

次に、議案乙第36号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）中、当厚生常任委員会付託分について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案乙第36号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第

工事と西館と東館をつなぎます連絡通路の増築工事を行います1期工事と、東側の改修工事を行います2期工事とに分けて工事を進めているところでございます。

まず、1期工事の主なものについて御説明をいたします。

西館の屋根、外壁につきましては、屋根防水の改修、外壁の劣化箇所の改修を行っております。

また、屋内につきましては、内装の改修を行っているところでございます。

また、玄関へ自動ドアの設置を行っているところでございます。

また、別棟になっております西館と東側を一体的に利用できるよう、連絡通路の増築を行っております。資料左下の写真が、増築いたしました連絡通路でございます。増築いたしました連絡通路部分には、女子トイレと多目的トイレを整備いたしております。西館及び連絡通路部分につきましては、6月16日に着手いたしまして、9月25日に完了しており、11月1日から供用を開始しているところでございます。

次に、東館を改修いたします2期工事の主なものについて御説明いたします。

屋根、外壁につきましては、屋根防水の改修、外壁の塗装を行います。

また、屋内につきましては、畳敷きであります大広間及び通路の一部を板張りの集会所とするために改修をいたします。

また、防災機能として授乳室とシャワー室を新たに設けることとしております。

工事の進捗につきましては、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、それぞれ11月1日から来年の2月23日までを工期といたしております。建築工事につきましては、内装の改修工事を進めております。改修箇所の撤去工事が完了しているところでございます。

屋外につきましては、屋根防水の改修、外壁塗装工事を進めておりまして、作業足場の設置が完了しているところでございます。

電気設備工事、機械設備工事につきましては、それぞれ建築工事の進捗に合わせて、電気配線等の工事、並びに空調設備及び給排水設備工事を進めているところでございます。

なお、今後の予定などがございますけれども、現在、改修工事を実施しているために休館しております東館につきましては、改修工事の完了後、開館の準備を行いまして、来年3月4日をめぐりに開館することを予定いたしております。

以上で、旭まちづくり推進センター改修事業の進捗状況等についての報告といたします。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

この際ですので、確認したいこととか御意見がありましたら、お受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

いいですか。

では、次に環境対策課からの報告をお願いします。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

それでは、ページ2枚目になります、次期ごみ処理施設に係るこれまでの経過と今後の予定ということで。

基本的に、これまでのごみ処理の変遷ということで1枚目、書いております。

それとあと、次期ごみ処理施設建設関係ということで時系列で書いておりますけれども、主に右側、ごみ処理施設の平成29年度に取り組んだものについて、9月議会以降の分で御説明を差し上げたいと思います。

1点目のごみ処理施設整備基本計画、これにつきましては、建設検討委員会というのを立ち上げまして、学識経験者4名、これは九州大学工学部の工学研究院の島岡会長を初め、学識者4名と、2市3町の副市長、副町長での5名、全員で9名で構成します検討委員会で策定について協議をいただきました。

10月に計画策定ということで、主な内容といたしましては、施設整備の基本方針、施設規模の算出、これにつきましては、焼却施設で172トンの施設とのことで決定をしております。

それと、ごみ処理のシステムの選定ということで、これにつきましては、2つの方法を選定しておるということで、焼却方式+セメント原料化、または熔融方式+スラグ化・山元還元というようなことでしております。

それとあと、環境保全目標値の設定というようなものを基本計画の中に盛り込んだところでございます。これにつきましては、パブリック・コメント等も開催をしております、8月23日は、議会全体勉強会を開催をいたしておるところでございます。

それと、②の環境影響評価でございますけれども、これについては、昨年度、環境影響評価に対する配慮書というのを策定いたしまして、今回は10月に方法書というのを策定しております。

これにつきましては、来年度から環境影響評価の現地調査に入りますので、その現地調査で行います調査項目について記載をしております。主なものについては、今回の建設事業の概要と評価項目の選定、その後、調査、予測及び評価方法などについて記載をいたしております。この方法書につきましては、県条例に基づくものでございまして、鳥栖市で10月24日サンメッセで住民説明会を開いて、11月1日に久留米市のシティプラザで久留米市の方を対象に説明会を開いたということで、2回開いております。

今後の予定といたしまして、平成30年度が現地調査、これについては、大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地盤、景観、生態系などについて実際に調査をするということになります。

それで、調査結果を、今度は平成31年度、準備書という形で、結果についてはまた公表させていただくと。これについても、鳥栖市及び久留米市のほうでは住民説明会等も開催をいたしたいと考えておまして、議会のほうにもその報告をさせていただきたいというふうに考えております。

それと③でございます、佐賀県東部環境施設組合につきましては、9月議会で規約等の議決をいただきました。それに基づきまして、10月に県のほうに申請をいたしまして、表についておりますけど、11月1日付で県知事の許可をいただいております。

これに基づきまして、現在、12月議会で2市3町に組合議員の選出のお願いをしておることでございます、実際には、この規約に基づきまして、平成30年1月4日から新組合の運営を開始するということになっております。

平成30年2月に組合の初議会ということで、この中で平成30年度の当初予算等の御審議をいただくという予定をしておるところでございます。

それと、4番目の住民説明会につきましては、基本計画策定に当たりまして、真木町の未来を考える会という団体のほうに、まず地元のほうに御説明に行ったということでございます。

それと、高田町のほうで説明会をしておりませんでしたので、施設整備基本計画ができたのに合わせて、説明をさせていただいております。

それと、そのほかに、今回、久留米市の小森野地区のほうに住民説明会を、これは8月31日でございますけれども、第1回目ということで開催をいたしまして、10月に第2回目の説明会を開催いたしたということです。小森野地区につきましては、新聞報道等にもございますけれども、いろんな御意見をいただいております。

今後、これについて再度、年明けて1月、あるいは2月の初めに、また小森野地区のほうで説明会を開催させていただきまして、御理解をいただく努力をしていきたいと思っております。

以上、御報告でございます。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。

何か確認したいこと、御意見等ございましたらお受けいたしますが。

牧瀬昭子委員

先ほど、小森野のほうでということで説明会が行われていたかと思うんですけど、どういったところで意見が出ているかっていうのを確認したいんですが。

楨原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

小森野地区での説明会では、もともと同じ場所に鳥栖市のごみ処理施設がございました。

そのときの旧施設の煙やにおいに対する懸念がございまして、そうしたことから、再立地に対する不満、同じところにまた戻ってきたという御不満とか、健康被害への懸念とか、環境関係の被害とか、風評被害とか、そういうものが主なものでございます。

うちとしては、そうした懸念への対策、どういったものをさせていただくということを説明会の中では御説明を申し上げておる状況でございます。

以上です。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

牧瀬昭子委員

今、真木町、高田町、小森野とありましたけど、その他のところで説明会を要望されるどころとか、説明をする予定とかがあっていないのでしょうか。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

ごみ処理施設につきましては、当然、あそこの真木町に決定した段階で、真木町と西側の下野町、それと、東側の安楽寺町、あと、あさひ新町については、説明会を開催していただいております。

あと、周辺で残っておったのが高田町と久留米の小森野地区という状況でございましたので、それについては、地元との話し合いの中で、施設整備計画なり具体的な案が上がった後に御説明を申し上げるということでお話をさせていただいておって、今回がその機会であったというふうに考えております。

以上です。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

よろしいですか。

樋口伸一郎委員

1個だけ教えてください。

資料の2ページ右側の②番の御説明で、準備書の作成ってありましたが、これ、計画策定から方法書とかはわかるんですけど、平成32年度から施設の設計とか建設工事となっていて、準備書って詳しくっていうか、どういったものかなっていうお尋ねです。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

方法書という中で、どの地点でどういう調査をしますというのを、この大気質であったりとか、騒音であったりとか、そういう調査をしますというのを記載しております。

それで、平成28年が配慮書で平成29年がこの方法書ということで、平成30年に現地調査を

行った分について、その調査結果を準備書の中で載せて、皆さんから御意見をいただくと。

それで、御意見も反映させたのが、平成31年度末に評価書という形で最終的なものになるということでございます。

それで、もう一回準備書の段階で同じように住民の意見を聞いたり、佐賀県の意見を聞いたりとかいうことをしまして、その意見を反映させて最終的な評価書というものになると、成果品としてでき上がるということでございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

そうしたら、評価書ができ上がるまでの過程の中でできていくものと。その評価書に当たっても、また公表して、こういう評価が出ましたよってというのは、準備書と同じ流れになるんですか。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

評価書が最終形でございます。その前に一回、準備書という形で、調査と結果であったりとか、それに対する対策であったりとかを記載をした分を一回皆さんに公表して、それで御意見をいただいて、それを反映させたり、対応した中での分を評価書という最終形の成果品として出すということで。それに対する意見というのは、ちょっと、もうないと。（「それは、公開される範囲」と呼ぶ者あり）公開はいたしますけれども、最終的には評価書ででき上がりということで御理解いただければと思います。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

ほか、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、次に国保年金課からの報告をお願いします。

吉田秀利国保年金課長

国保年金課でございます。

まず、議案外の説明の前に国保制度改正の概要について簡単に御説明をいたします。

国保制度概要の資料をお願いいたします。この資料は、3月議会で国保制度改正の概要、9月議会でそれまでの経過等について御説明したものを合わせてまとめたものでございます。

平成30年度から、都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに国保の運営を担うということになっております。

それから、都道府県の役割といたしましては、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を図るものでございます。

市町村の役割といたしましては、地域住民と身近な関係の中、保険給付、保険税率等の決定、賦課徴収、保健事業など地域におけるきめ細かい事業を引き続き行うこととなっております。

2ページをお願いいたします。ここでは、国民健康保険の改革による制度の安定化ということで記載をいたしております。

現行の国保制度では、各市町村が個別に国保の運営を行っておりましたが、年齢が高く、医療費水準が高い、低所得者が多いなど、構造的な課題がございまして、財政運営が安定しておりません。

このような構造的な課題を解消するため、国が財政支援を拡充し、都道府県が国保財政運営の中心的な役割を果たすという国保制度の改革が行われることとなっており、国保制度改革後では、都道府県が都道府県内市町村と共同で国保の運営を行うこととなっております。

3ページは都道府県と各市町村の役割について具体的に記載しておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

次に4ページをお願いいたします。改革後の国保制度の仕組みについてでございます。

現行は、市町村がそれぞれ国保特別会計を設置し、市町村単位で運営を行っておりましたが、改革後は佐賀県全体で国保財政運営を行います。各市町は、県に対し納付金を納付し、保険給付に必要な費用を交付金として市町村は県より交付されることとなります。

説明資料の5ページをお願いいたします。納付金及び標準税率算定の概要について御説明いたします。

まず、納付金の算定についてでございますが、国保財政運営に必要な、県全体にかかる保険給付費と県全体にかかる共通経費、これから国の公費分を差し引いたものが各市町が納付する納付金の総額となります。この納付金の算定基礎額を、県内20市町で案分し、各市町の納付金が算出されます。案分につきましては、各市町の医療費水準や所得水準等を勘案し、案分されることとなります。

次に、標準税率の算定について御説明いたします。各市町の標準税率は、各市町の納付金により、所得割率、均等割額、平等割額がそれぞれ算出されることとなります。

次に6ページをお願いいたします。国保制度改革に向けたこれまでの協議経過についてでございます。

これまで県及び県内の協議の場として担当課長レベルの実務者会議のほか、担当係長、担当者の会議が月1回以上開催され、広域化に向けた協議を行っております。

協議の内容につきましては、佐賀県国保運営方針、国保事業納付金の算定方法、標準税率の算定方法、この3点について協議を行ってきました。

協議の経過及び結果等につきましては、6ページに佐賀県国保運営方針、7ページに国保事業納付金の方法、それから、次の8ページに標準税額の算定方法となっております。

最後に8ページの下の方ですけれども、今後のスケジュールでございますが、県からは平成29年11月に国が示す仮係数による平成30年度標準税率が提示されましたので、この後議案外ということで報告をいたすこととしております。

12月には市の国保運営協議会で仮係数による標準税率等についての説明を行うこととしております。

また、来年1月には、県から国が示す確定件数による平成30年度標準税率が示されることとなっております。

これを受け、平成30年度の保険税率について具体的な検討を行い、2月には市の国保運営協議会で平成30年度保険税率についての諮問、答申を行い、3月議会で平成30年度保険税率等の改定の議案を上程することとなります。

続きまして、議案外資料のその2をお願いいたします。

仮係数による平成30年度標準税率の算定ということで御説明いたします。

先ほども申し上げましたように、今回、県から、国が示す仮係数を用いて算出された平成30年度標準保険税率が示されております。

鳥栖市の標準税率の算定結果は、下の表のとおりとなっております。所得割は、標準保険税率で15.37%で、現行税率よりも0.13ポイント減少をしております。均等割につきましては、標準税率が4万2,196円で、現行よりも1,196円増加をしております。また、平等割につきましては、標準税率が5万3,314円で、現行税率と比較いたしますと2,310円増加という形になっております。

次に、増減の原因について御説明をする前に、先ほどの概要の資料の7ページをお願いいたします。国保事業納付金の算定に用いる医療費係数 α 、所得計数 β について御説明をします。

医療費係数 α についてでございますが、医療費計数 α は、国保事業納付金に医療費をどれぐらい反映させるかという件数で、0から1で設定され、1に近いほど医療費水準を反映させるということになっております。

この医療費水準を反映させる具体的な方法といたしまして、各市町の医療費水準をあらゆる数値として、医療費指数というものがございます。この医療費指数は全国平均を1としたときの各市町の医療費水準はあらわした数値でございます。

佐賀県の医療費指数は1.209となっており、全国平均よりも2割高いという状況でございます。

また、その中でも鳥栖市の医療施設は1.228ということで、佐賀県よりもまた高くなっており、また、県平均よりも1.6%高くなっております。したがって、この高くなった分、事業納付金を多く負担するという仕組みになっております。

次に、所得係数 β について御説明いたします。所得係数 β は応能対応益の割合を設定するための係数となっております。応能は所得割のことです。応益割は均等割、平等割のことです。

現行制度では、この応能と応益の割合が50対50でございましたが、都道府県ごとに所得水準が異なるため、全国的に負担の公平性を確保するという観点から、この応能と応益の割合が見直されております。これは国のガイドラインのほうで示されております。

また、所得計数 β は全国平均を1としたときの各都道府県の所得水準をあらわす数値で佐賀県は約0.82となっております。全国平均よりも2割ほど少ない、低いという形になっております。佐賀県の β 値が0.82の場合、応能対応益の割合が45対55となります。この計算は、一番下の計算式によって計算されるようになっております。

ここで先ほどの資料のほうに戻っていただいてもよろしいでしょうか。標準税率が県から示されております。それで、現行税率と比較したときの増減した理由といたしまして説明をいたします。

所得割が減少した要因でございますが、佐賀県の所得計数 β が約0.82となっております、応能と応益の割合が、これまでの50対50から45対55となったことで、応能の割負、所得割の負担が50から45と減少したことで、所得割が減少したものと考えられます。

次に、均等割、平等割が増加した要因といたしましては、応能と応益の割合が45対55となったことで、応益の負担が50から55と増加したことで、均等割、平等割が増加したものと考えられます。

また、平等割については、別の要因といたしまして、鳥栖市は被保険者数に対し世帯数の割合が県内でも最も高いということが平等割が増加した要因の一つと考えております。

また、その他の影響といたしまして、各市町が負担する納付金は、県全体の納付金額を各市町の医療費水準で調整後、各市町の所得、被保険者数、世帯数の割合によって案分し、算出されます。

鳥栖市の状況は、県平均と比較いたしますと、医療費水準が高い、所得水準が高い、世帯数の割合も高いということから、鳥栖市の負担する納付金は県平均よりも高く算定されます。

納付金が高く算定されたことで、鳥栖市の標準税率も県平均より高くなっているものと考えているところでございます。

次に、モデル世帯の年間保険税額について御説明いたします。これは、県が公表したモデ

ル世帯における各市町の保険税額でございます。

鳥栖市の場合、標準保険税率では、保険税額が51万500円となり、現行税率では保険税率が50万5,000円でございますので、5,500円の増加となります。

県内20市町の中で年間保険税額が増加したのは14市町で、減少したのは6市町となっております。県内で最も保険税が高くなったのは、江北町で59万5,500円、最も低かったのは玄海町で43万6,800円となっております。また、現行税率との差額が最も大きいのも江北町で6万3,400円の増加となっております。もっとも小さくなったのが有田町で3万9,200円の減少となっております。

以上、御説明とさせていただきます。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。

ああ、まだありますか。「累積赤字のほうは、後がよかですか」と呼ぶ者あり一緒に。

吉田秀利国保年金課長

国民健康保険特別会計の累積赤字の解消について御説明をいたします。

累積赤字の現状といたしましては、国保特別会計の平成28年度末での累積赤字は10億5,385万1,796円となっております。なお、年度別決算状況は5ページにつけておりますので、後ほど御参照ください。

これまでの累積赤字に対する取り組み及び経過について御説明いたします。

累積赤字の解消につきましては、平成22年度に県が策定した広域化支援方針において、累積赤字について広域化に向けての環境整備を促進するため、各市町が責任を持って計画的に解消するとの方針が決定をされております。

この方針を受けて、鳥栖市といたしましては、累積赤字の解消の対応といたしまして、平成24年度から3カ年に渡って保険税率の引き上げを実施しております。

また、平成21年度から累積赤字解消のための一般会計からの法定外繰入を4,000万円から5,000万円実施をいたしております。平成28年度からは、この法定外繰入を1億円に倍増しての累積赤字解消に努めてきたところでございます。

このほか、収納率の向上ため、滞納整理システムの導入を初め、収納体制の見直し強化を図るなど、収納率の向上に取り組んできました。

その間、佐賀県広域化連携会議、実務者会議等で各市町の累積赤字についての議論や市町に対するヒアリングが実施される中、累積赤字解消に向けた協議を行い、法定外繰入による赤字解消としての複数パターンの繰入額によるシミュレーションを実施するなど検討を行っ

てきたところでございます。

しかしながら、医療費の増加や高齢者関係の交付金・納付金の過年度分の精算による返還金等の影響で、単年度でも赤字となり、累積赤字の解消が進まない状況が続いてきておりました。

そこで、広域化までの累積赤字解消についての再検討ということで、累積赤字の解消が進まない状況の中、県からは広域化後に赤字が残る市町に対しての措置が必要であるとの考え方から、赤字が残る市町に対して、県繰入金の配分調整を行うという提示がっております。この配分調整は広域化までに累積赤字ができなかった市町に対しての、ある種のペナルティ一的なものでございます。

このような状況の中、広域化後の国保財政を運営するに当たって、過去の累積赤字をいつまでも引きずることは好ましくなく、広域化後の安定的な財政運営を行うことにおいても、累積赤字を解消することは重要なことであり、また、議会の一般質問等では累積赤字の早期解消に向けた意見もっております。こういったことを踏まえまして、広域化までの累積赤字解消について、再検討を行ったところでございます。

広域化までの累積赤字解消についての協議では、市としての財政的な状況の再検証、一般財源、基金の活用などについての検証を行い、県基金の活用の可能性、今後の累積赤字の推移、広域化後の国保財政の見通し等について協議を行ったところでございます。

次に、広域化までの累積赤字解消について御説明いたします。

広域化までの累積赤字解消について、さまざまな議論、検討の結果として、平成28年度国保特別会計では、単年度で黒字を計上し、累積赤字が減少したということもあり、広域化後に健全な財政運営を図ることを前提に、県基金を活用することで広域化までの累積赤字解消が可能であると判断したところでございます。

国保の累積赤字は、これまで長期にわたって鳥栖市が抱えてきた課題、懸案事項であり、今回の広域化を契機に、県の支援を受け、広域化までに累積赤字の解消を図っていきたいと考えているところでございます。

累積赤字の解消方法といたしましては、平成29年度末の累積赤字見込み額、これの2分の1を県の基金から借り入れ、残りを一般会計からの法定外繰入で補填し、赤字を解消したいというふうに考えているところでございます。

以上、御説明とさせていただきます。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。

何か御意見、御要望等ございましたら。

成富牧男委員

すいません、うちのことではなくて申しわけないけど、さっき出た、江北町みたいなところですよ、差額は6万3,400円って出ていますけど。こういうところは、一般的にどういう対応になるんですか。わからんならわからんでもいいです。それは、そこが考えることだから。

一般的に、みんなで応援するみたいな感がやっぱり出てくるんですか。

吉田秀利国保年金課長

江北町がかなり高くなっているということで、新聞等にも書いてありましたけれども、この標準税率に合わせるのか、もしくは、合わせずに、一般会計から補填をして税率を落としたところであるのかという部分が1つ。そして、一般会計からの法定外繰入をするということは、被保険者以外の方の負担を強いるということにもなるので、負担の公平性っていう考え方、そういったものも含めたところで検討をされると新聞では書いてありました。ですから、ちょっとその辺については、江北町がどうされるかは、ちょっとわからない状況でございます。

成富牧男委員

県一本になったことで、みんなで互助会、助け合いましょうみたいな、そもそもそういう側面もあったと思いますけど、そういう影響っていうのは、例えば、もう具体的にしたら鳥栖市の話ですから、鳥栖市に出てくるということはないんですか。

吉田秀利国保年金課長

今回については、各市町の医療費水準であったり所得水準が違うということで、そういったことを勘案して、各市町での差が出てきております。

将来的にはもう県内20市町は一本の税率であるという方針は定めております。時期的には未定でございますが、そういった方向に持っていくということで方針は決まっておりますので、そういう形になるのではと想定はされています。

現時点においては、この国が示すガイドラインの方法、これでとりあえず運用しながら、将来的には、一本化に向けた取り組み、そういう方向に持っていくという形になっております。

成富牧男委員

将来的に一本って言われた、その将来って、国はどれぐらい先を考えているんですか。それはもう一本化できるところから、都府県からちゅうことになっていくんですか、ずれずれに。

吉田秀利国保年金課長

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会厚生常任委員長 中 川 原 豊 志 ㊟

